

# 第5期豊橋市地域福祉計画

令和8年3月

豊橋市福祉部福祉政策課

## 目次

### 第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の背景.....	6
2 地域とは.....	7
3 地域福祉とは .....	7
4 地域共生社会とは .....	7
5 計画の位置づけと期間.....	8
(1)計画の位置づけ	
(2)計画の期間	
6 本計画におけるSDGs(持続可能な開発目標)との関連.....	9

### 第2章 本市の地域福祉における現状

1 統計資料からみる豊橋市の現状 .....	10
(1)人口・年齢別割合の推移.....	10
(2)世帯の推移.....	11
(3)生活困窮者自立支援制度に関する新規相談件数の推移.....	12
(4)生活保護法による保護受給者数・世帯の推移 .....	12
(5)再犯者数の推移 .....	13
(6)成年後見制度の状況.....	13
(7)自治会加入の推移 .....	14
(8)老人クラブの推移.....	14
(9)ボランティア数の推移 .....	15

### 第3章 第4期計画の総括

1 基本方針ごとの総括 .....	16
基本目標1 支え合いの社会づくりに向けた市民意識の醸成と担い手づくり	
基本方針(1) 地域福祉に関心を持つきっかけづくり .....	18
基本方針(2) 地域福祉の担い手の育成支援 .....	20
基本方針(3) 地域住民による地域生活課題解決力の強化と体制整備 .....	22
基本目標2 安全・安心に暮らせる地域づくり	
基本方針(1) 誰もが暮らしやすい環境整備 .....	24
～再犯の防止等に向けて～(豊橋市再犯防止推進計画) .....	26
基本方針(2) 災害時の支援体制の充実.....	28
基本方針(3) 権利擁護体制の充実.....	30
～成年後見制度の利用促進に向けて～(豊橋市成年後見制度利用促進計画).....	32
基本目標3 分野を越えて包括的に地域を支援する仕組みづくり	
基本方針(1) 包括的な相談支援体制の充実.....	34
基本方針(2) 地域福祉活動への多様な主体の参加促進.....	36
2 全体の総括 .....	38

## 第4章 計画の基本的な考え方

1 基本理念.....	40
2 基本目標.....	40
3 計画の体系.....	41

## 第5章 施策の展開

基本目標1 人づくり～お互いに理解し合える意識の醸成～

基本方針(1)支え合い、協力し合う福祉のこころづくり.....	43
---------------------------------	----

基本方針(2)地域福祉活動を推進するための担い手づくり.....	47
----------------------------------	----

基本目標2 地域づくり～つながり、つながる場の整備～

基本方針(1)顔がつながる居場所や交流場所づくり.....	51
-------------------------------	----

基本方針(2)活躍したい人が活躍できる場所づくり.....	55
-------------------------------	----

基本方針(3)安全・安心に暮らせる環境づくり.....	57
-----------------------------	----

基本目標3 仕組みづくり～包括的な支援体制の整備・強化～

基本方針(1)属性・世代を問わずすべての人を受け入れる仕組みづくり.....	63
--	----

基本方針(2)制度や分野の枠組みを越えてみんなで支える仕組みづくり.....	69
--	----

基本方針(3)多様な主体の相互連携や協働の仕組みづくり.....	72
----------------------------------	----

## 第6章 重層的支援体制整備事業実施計画

1 重層的支援体制整備事業の実施概要.....	74
-------------------------	----

2 重層的支援体制整備事業の取り組み.....	74
-------------------------	----

(1)包括的相談支援事業(基本型)

(2)多機関協働事業

(3)アウトリーチ等を通じた継続的支援事業

(4)参加支援事業

(5)地域づくり事業

3 支援会議・重層的支援会議について.....	78
-------------------------	----

4 連携の体制.....	79
--------------	----

## 第7章 再犯防止推進計画

1 計画策定の背景・趣旨と位置づけ.....	80
------------------------	----

2 計画の基本方針.....	80
----------------	----

(1)再犯防止に関する啓発と関係機関との連携

(2)保健福祉サービス等支援施策の活用促進

(3)生活基盤の確立支援

## 第8章 成年後見制度利用促進基本計画

- 1 計画策定の背景・趣旨と位置づけ.....83
- 2 計画の基本方針.....83
  - (1)成年後見制度等の周知・啓発
  - (2)相談支援体制の整備
  - (3)利用促進に向けた環境整備

## 第9章 計画の推進と評価

- 1 推進体制(市民・関係団体・関係機関・行政等の目指す姿).....87
- 2 計画の評価.....89
  - (1)事業実施状況の評価・報告(CHECK:評価)
  - (2)専門的な評価・点検(CHECK:評価)
  - (3)施策や事業の見直し・改善(ACTION:改善)

## 資料編

- 1 豊橋市地域福祉計画推進会議設置要綱.....90
- 2 豊橋市社会福祉審議会運営要綱(一部抜粋).....95
  - (1)豊橋市社会福祉審議会委員名簿.....98
  - (2)豊橋市社会福祉審議会地域福祉専門分科会委員名簿.....99
- 3 策定の経過.....100



# 第1章 計画策定にあたって

## 1 計画策定の背景

本市では、平成17(2005)年3月に「豊橋市地域福祉計画」、平成23(2011)年3月に「第2期豊橋市地域福祉計画」、平成28(2016)年3月に「第3期豊橋市地域福祉計画」、令和3(2021)年3月に「第4期豊橋市地域福祉計画」(以下、「第4期計画」)を策定し、高齢者、障害者、こども、健康等に係る各分野の計画と連携しながら、地域福祉の推進に取り組んできました。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症のパンデミックを乗り越える中で、人々の行動変容、交流意識(つながり)の弱まりなど社会の変化が見られたことや、人口減少、高齢化、世帯構成の変化・規模の縮小が進んだことにより、従来は家族や地域が担ってきた「支え合い機能」が低下しています。これらの影響もあり、生活困窮、ひきこもり、8050問題、ダブルケア、ヤングケアラー問題など、複合的な要因による課題、分野の境界線上や制度の狭間にあるため対応が難しい課題がこれまで以上に顕在化しており、既存の制度・手法だけでは十分に対応できないため、新たな地域福祉のアプローチを必要とするケースも増えています。

このような社会情勢のもと、国では「地域共生社会」の実現に向けた検討が進められ、令和3(2021)年4月施行の改正社会福祉法により、市町村における包括的な支援体制づくりのための一つの手法として重層的支援体制整備事業が創設されました。令和6(2024)年6月からは、地域共生社会の実現に資する施策の深化・展開について、また、身寄りのない高齢者等が抱える課題等への対応や総合的な権利擁護施策の充実等について検討することを目的とした「地域共生社会の在り方検討会議」が定期的に行われ、令和7(2025)年5月に「中間とりまとめ」が公表されています。

本市においても、第4期計画を着実に進めるとともに、令和3(2021)年度より総合福祉センター内へ「福祉相談サポートセンター」を設置し、分野別の相談機関では支援が困難なケースに対して包括的な支援を行ってきました。また、令和6(2024)年度からは重層的支援体制整備事業として本格的に実施しています。

これらの背景を踏まえ、「地域共生社会」の実現に向けて、これまでの施策を継承・発展させるとともに、頻発化・激甚化している昨今の自然災害への対応をも含めた地域づくりを進めるため、「第5期豊橋市地域福祉計画」を策定します。

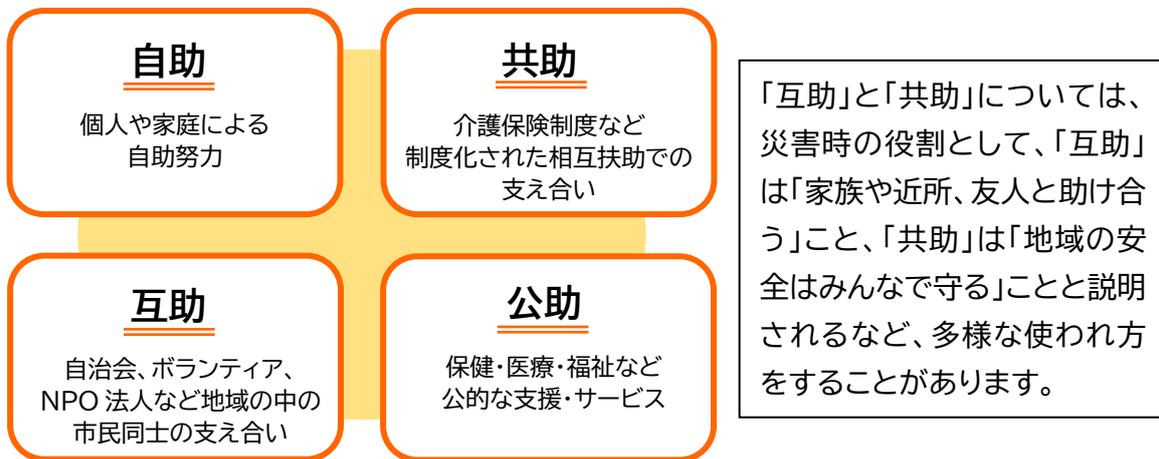
## 2 地域とは

本計画における「地域」とは、全市・中学校区・小学校区・自治会／町内会・隣近所など、多様なエリアが考えられ、一律に設定できるものではないと考えています。本市では、福祉課題・生活課題の内容や地域の実情に応じて、柔軟にエリアを設定することで、さらなる地域福祉の取り組みを推進していきます。

## 3 地域福祉とは

「地域福祉」とは、地域における生活上のさまざまな問題や課題について、高齢者や障害者、子どもといった対象者ごとではなく、市(行政)、社会福祉協議会(※)、福祉関係者、事業者、各種団体、地域住民などがともに助け合い、支え合うことで解決を図り、暮らしやすいまちづくりを進めていこうとする取り組みのことです。

そのためには、多様な生活課題を「自助・互助・共助・公助」を組み合わせることで解決していく取り組みが必要です。



### ※社会福祉協議会とは

地域福祉の推進を目的とし、社会福祉法に基づき設置されている団体であり、市民やボランティア、民生委員児童委員、福祉・保健等の関係機関・団体、行政機関とともに活動を進め、市民の福祉活動の場づくり、仲間づくり等の支援や民間性を発揮した福祉サービスの企画を実施。

## 4 地域共生社会とは

「地域共生社会」とは、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、市民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、市民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創る社会とされています。

「地域共生社会」の実現には、困りごとを既存の制度に当てはめていくのではなく、困りごとを抱えた一人ひとりの生きていく過程に寄り添った支援を行うことが重要となっています。

## 5 計画の位置づけと期間

### (1) 計画の位置づけ

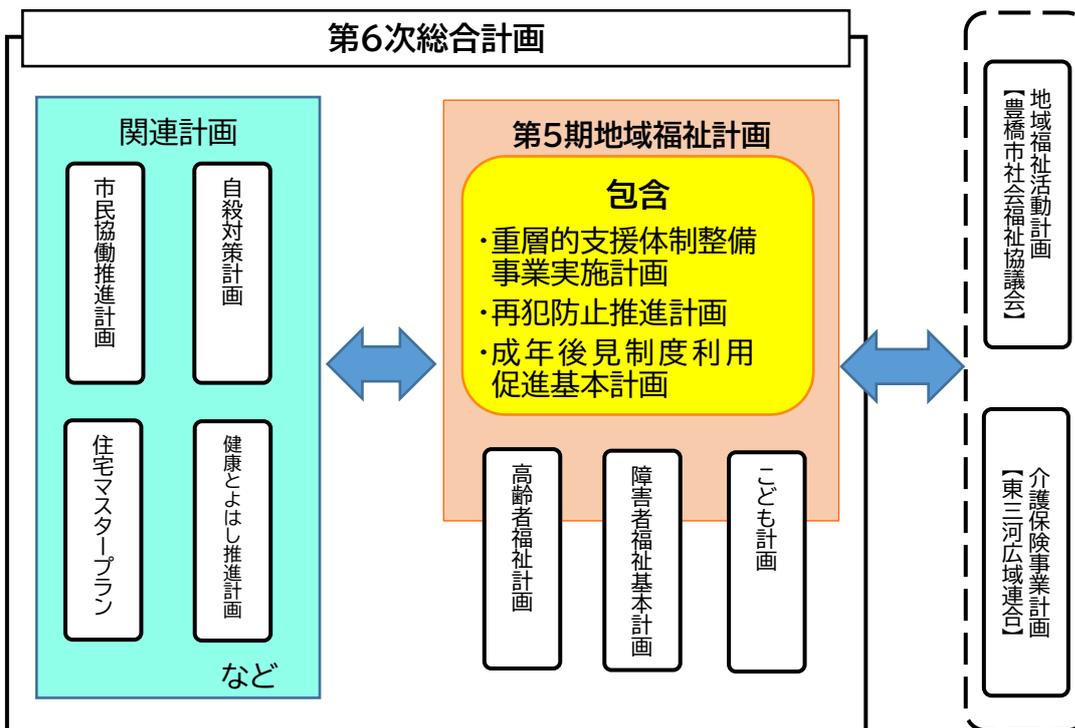
「第5期豊橋市地域福祉計画」は、社会福祉法第107条の規定に基づいて策定する市町村地域福祉計画として位置づけます。

本計画は、第6次豊橋市総合計画を上位計画とし、地域福祉を推進する総合的な計画として、福祉などに関する各分野の個別計画の上位計画と位置づけ、関連する計画と連携が図られた内容とします。

また、社会福祉法第106条の5の規定に基づき策定する「重層的支援体制整備事業実施計画」、再犯の防止等の推進に関する法律第8条第1項に基づき策定する「地方再犯防止推進計画」、成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条第1項に基づき策定する「成年後見制度利用促進基本計画」を包含するものとし、必要事項を盛り込み、一体的に策定します。

なお、豊橋市社会福祉協議会では、地域住民や地域福祉活動のさまざまな担い手が相互に協力して取り組む地域福祉の行動計画として、豊橋市地域福祉活動計画が策定されています。そのため、同計画と本計画とは互いに連携しながら、一体となって本市における地域福祉の推進を図ります。

#### 【位置づけのイメージ】



### (2) 計画の期間

この計画の期間は、上位計画である豊橋市総合計画との整合を図るため、後期基本計画と同じ令和8(2026)年度から令和12(2030)年度までの5年間を計画期間とします。

## 6 本計画におけるSDGs(持続可能な開発目標)との関連

本市では、平成27(2015)年9月に国連において採択された「SDGs(持続可能な開発目標)」について、全庁一丸となって推進を図っているところであり、自治体によるSDGsの達成に向けた優れた取り組みを行う都市として、令和元(2019)年に「SDGs未来都市」に選定されました。

SDGsの理念は、住民の福祉の増進を図ることを目的とする地方自治体においても、目指すべき方向性は一致しているものと考えます。

※関連する主なSDGsは1・2・3・4・10・11・17です。



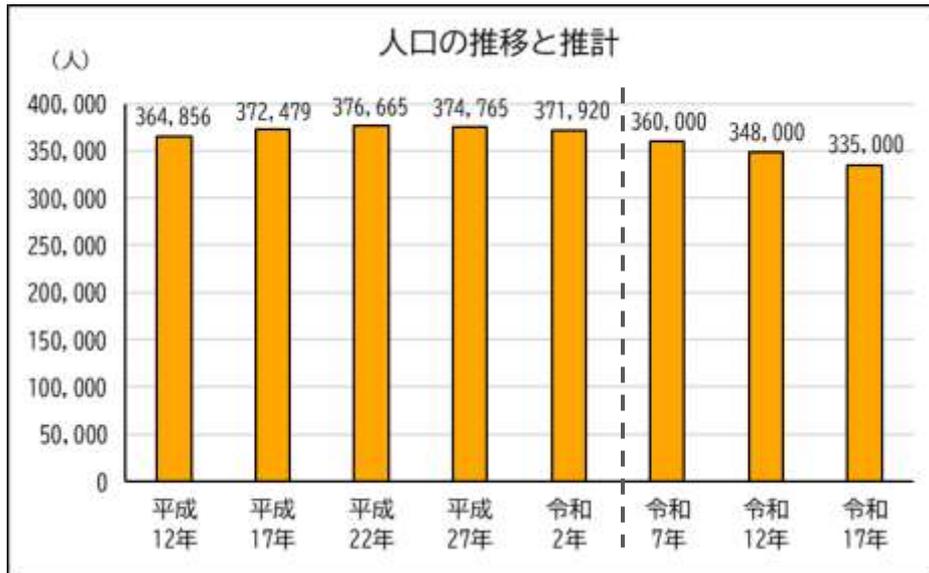
## 第2章 本市の地域福祉における現状

### 1 統計資料からみる豊橋市の現状

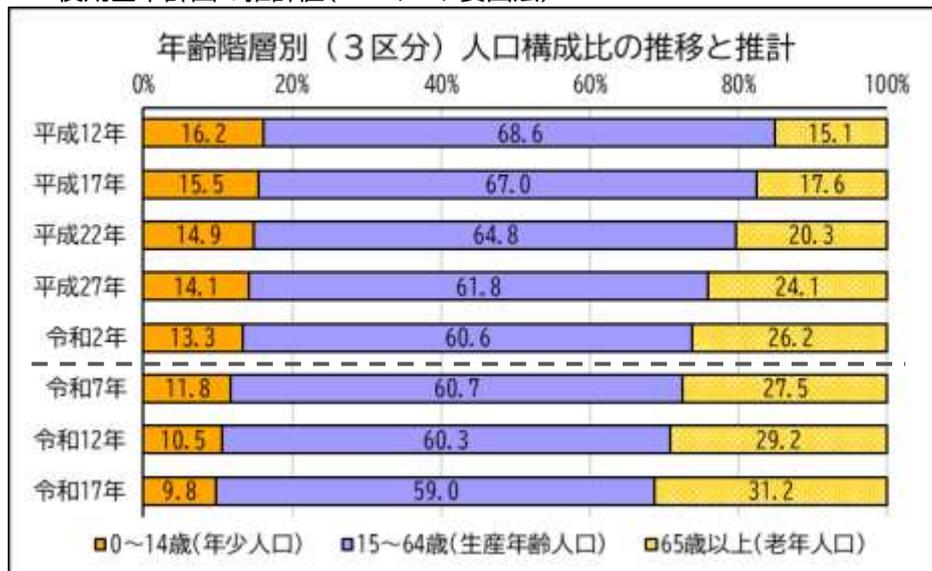
#### (1)人口・年齢別割合の推移

人口は平成22(2010)年には、376,665人に達しましたが、本市の自然動態や社会動態といった人口変動の状況を踏まえ、令和7(2025)年以降の将来人口を推計すると、令和17(2035)年には、335,000人まで減少する見込みとなっています。

年齢別の割合をみると、年少人口(0～14歳)、生産年齢人口(15～64歳)は減少し、老年人口(65歳以上)は増加傾向にあります。人口に占める高齢者の割合は今後さらに増加することが見込まれます。



※令和2年までは国勢調査の実績値。令和7年以降は第6次豊橋市総合計画後期基本計画の推計値(コーホート要因法)

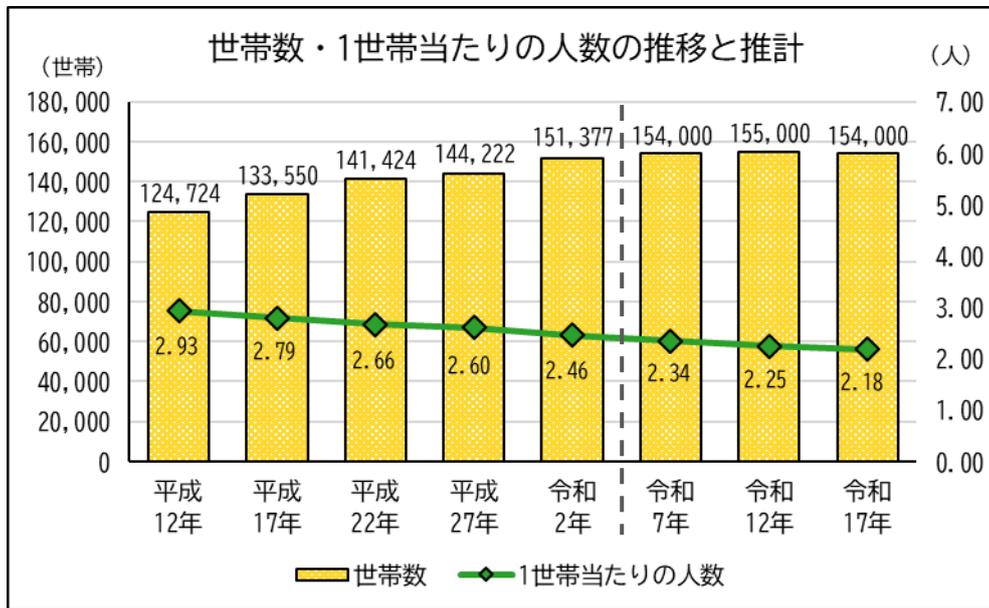


※令和2年までは国勢調査の実績値。令和7年以降は第6次豊橋市総合計画後期基本計画の推計値(コーホート要因法)

※小数点以下第2位を四捨五入して算出したため、個々の値の合計が100にならない場合あり

## (2)世帯の推移

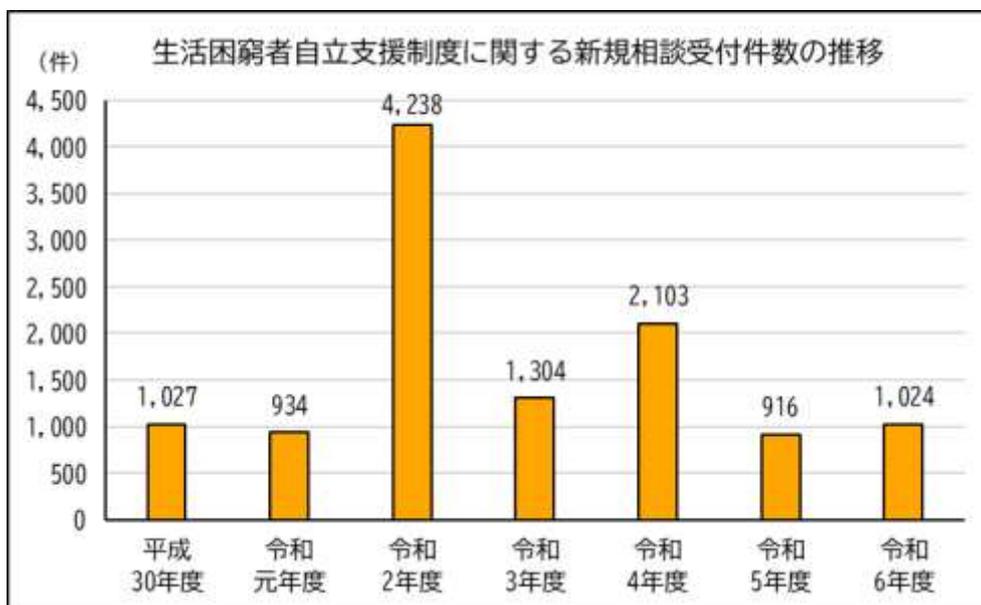
人口は減少しているものの、世帯数は年々増加しており、1世帯当たりの人数は、減少しています。令和7(2025)年以降、世帯数は横ばいとなる見込みですが、1世帯当たりの人数は減少する見込みとなり、今後も核家族化や単独世帯が増加していくと見込まれます。



※令和2年までは国勢調査の実績値。令和7年以降は第6次豊橋市総合計画後期基本計画の推計値(コーホート要因法)をもとに算出

### (3)生活困窮者自立支援制度に関する新規相談件数の推移

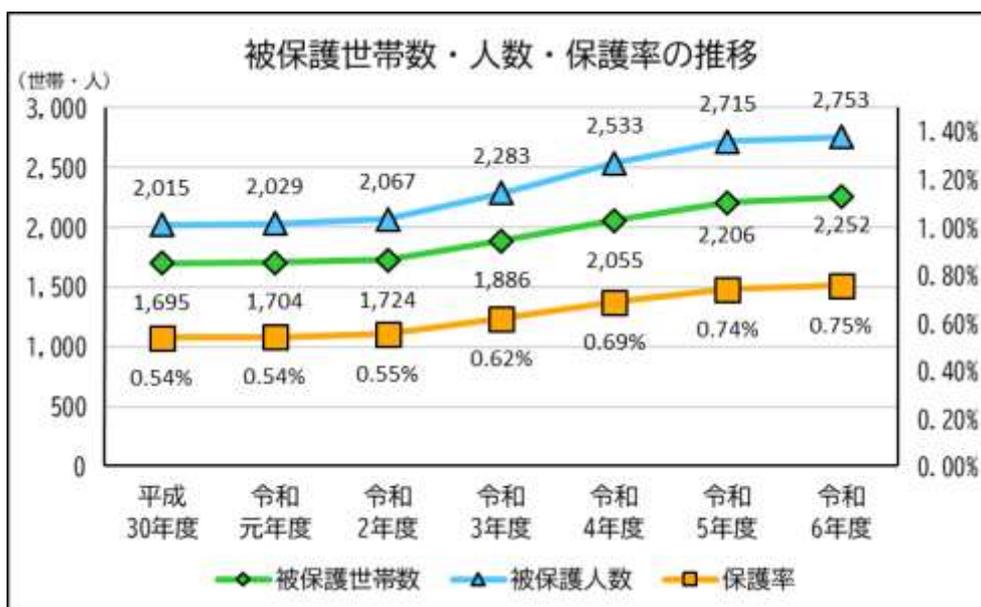
令和2(2020)年度には、新型コロナウイルス感染症の流行による離職、休業等の増加により、新規相談件数が増加しています。令和5(2023)年度には、新型コロナウイルス感染症の流行前の相談件数と同水準となっています。



資料:豊橋市

### (4)生活保護法による保護受給者数・世帯の推移

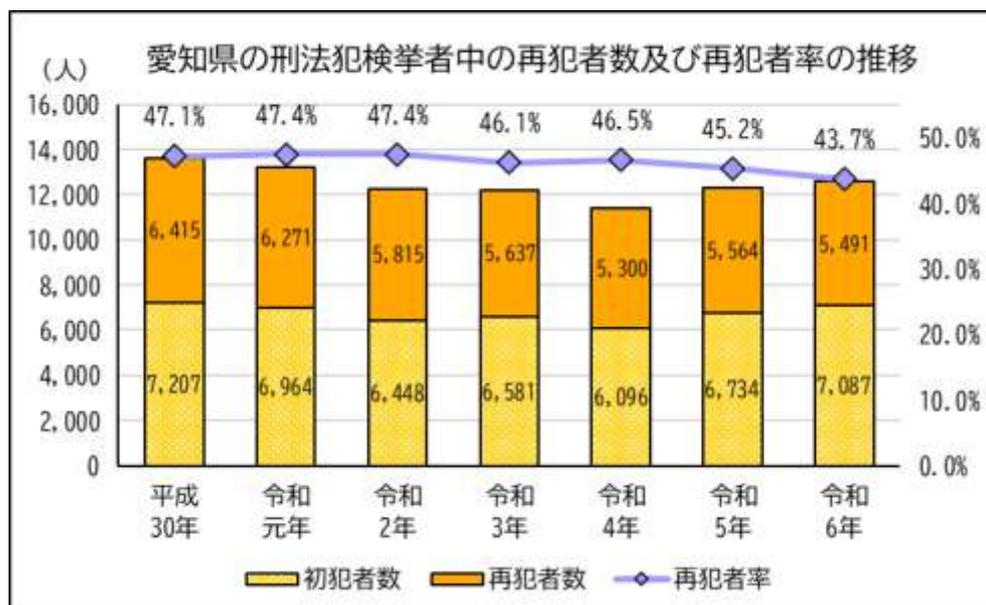
新型コロナウイルス感染症の流行による離職の増加や、コロナ関連の給付金等が終了したこと等により、令和3(2021)年度以降生活保護受給世帯数・人数が増加し、保護率も上昇しています。



資料:豊橋市

## (5)再犯者数の推移

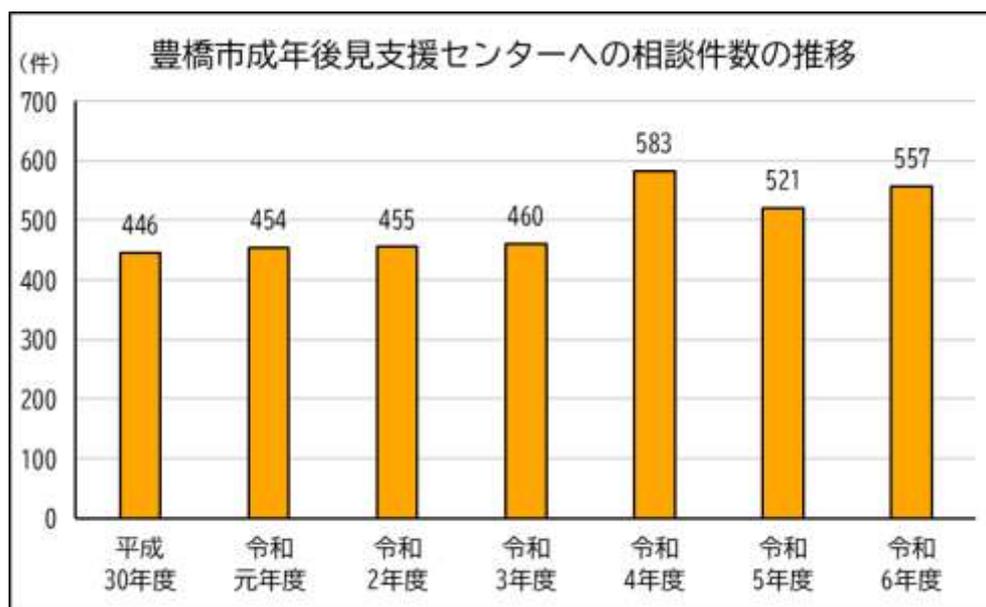
愛知県における再犯者数は、平成30(2018)年と比較して、減少しているものの、再犯者率はほぼ横ばいとなっています。



資料:愛知県警察本部

## (6)成年後見制度の状況

平成25(2013)年5月に開設した「豊橋市成年後見支援センター」における成年後見に関する相談件数は、平成30(2018)年度の446件から令和6(2024)年度には557件まで増加し、成年後見制度への関心が高まっていることが伺えます。また、認知症高齢者や単独世帯の高齢者、精神障害者保健福祉手帳の所持者数は、増加傾向にあり、成年後見制度の必要性がますます高まっていくことが考えられます。



資料:豊橋市

## (7)自治会加入の推移

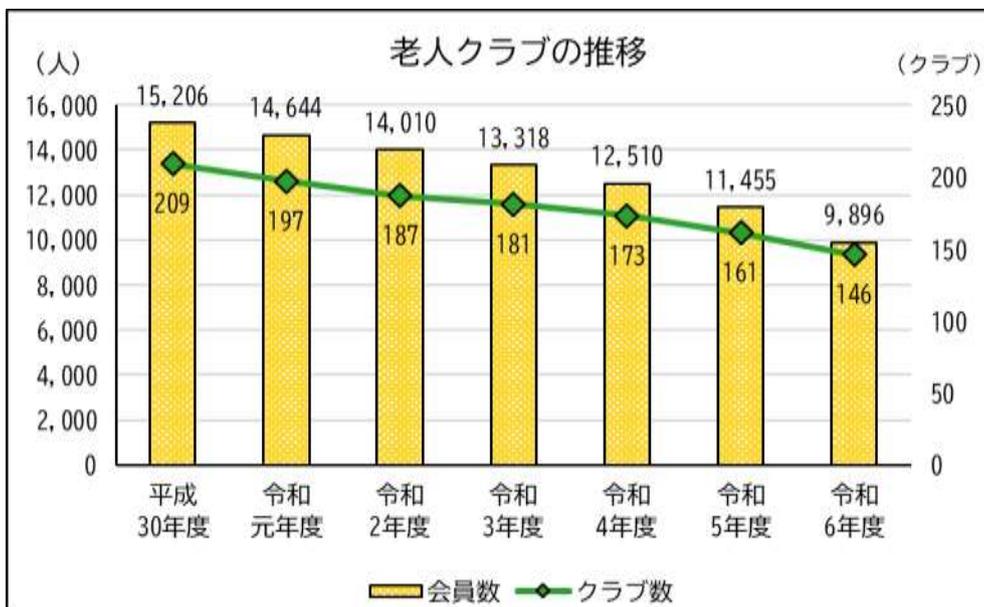
自治会の会員数は、近年においては減少傾向にあり、自治会加入率も同様に下降傾向で推移しています。単独世帯の増加など世帯構成の変化や個人のライフスタイルの多様化が影響していると考えられます。



資料:豊橋市

## (8)老人クラブの推移

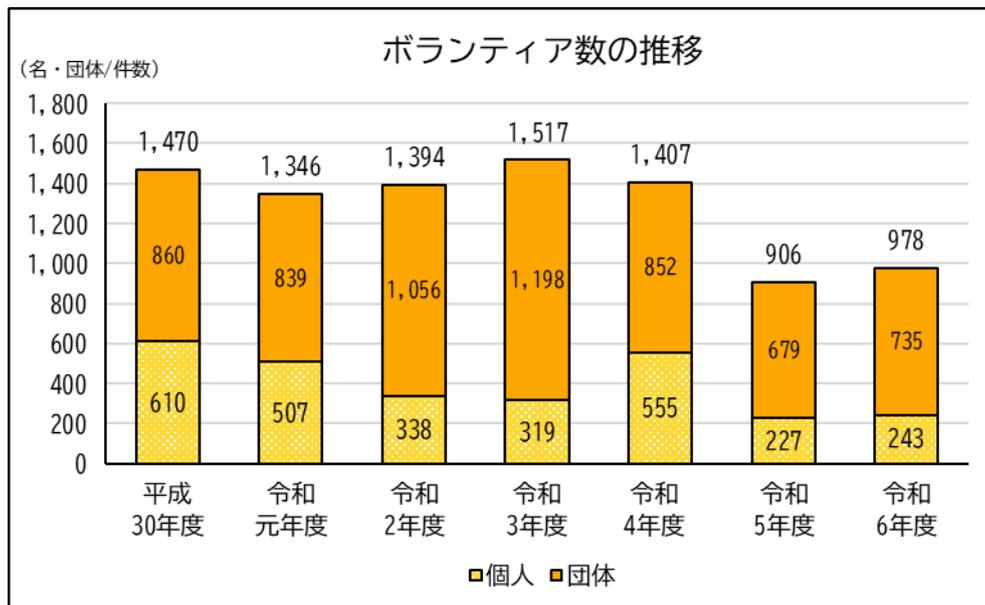
老人クラブ会員数及びクラブ数は減少傾向にあります。老年人口は増加していますが、老人クラブに加入する人は減ってきています。



資料:豊橋市

## (9) ボランティア数の推移

ボランティアの数としては、年々減少してきています。特に個人でのボランティア登録をしている人が減少してきています。



資料：豊橋善意銀行・豊橋市社会福祉協議会・豊橋市

## 第3章 第4期計画の総括

### 1 基本方針ごとの総括

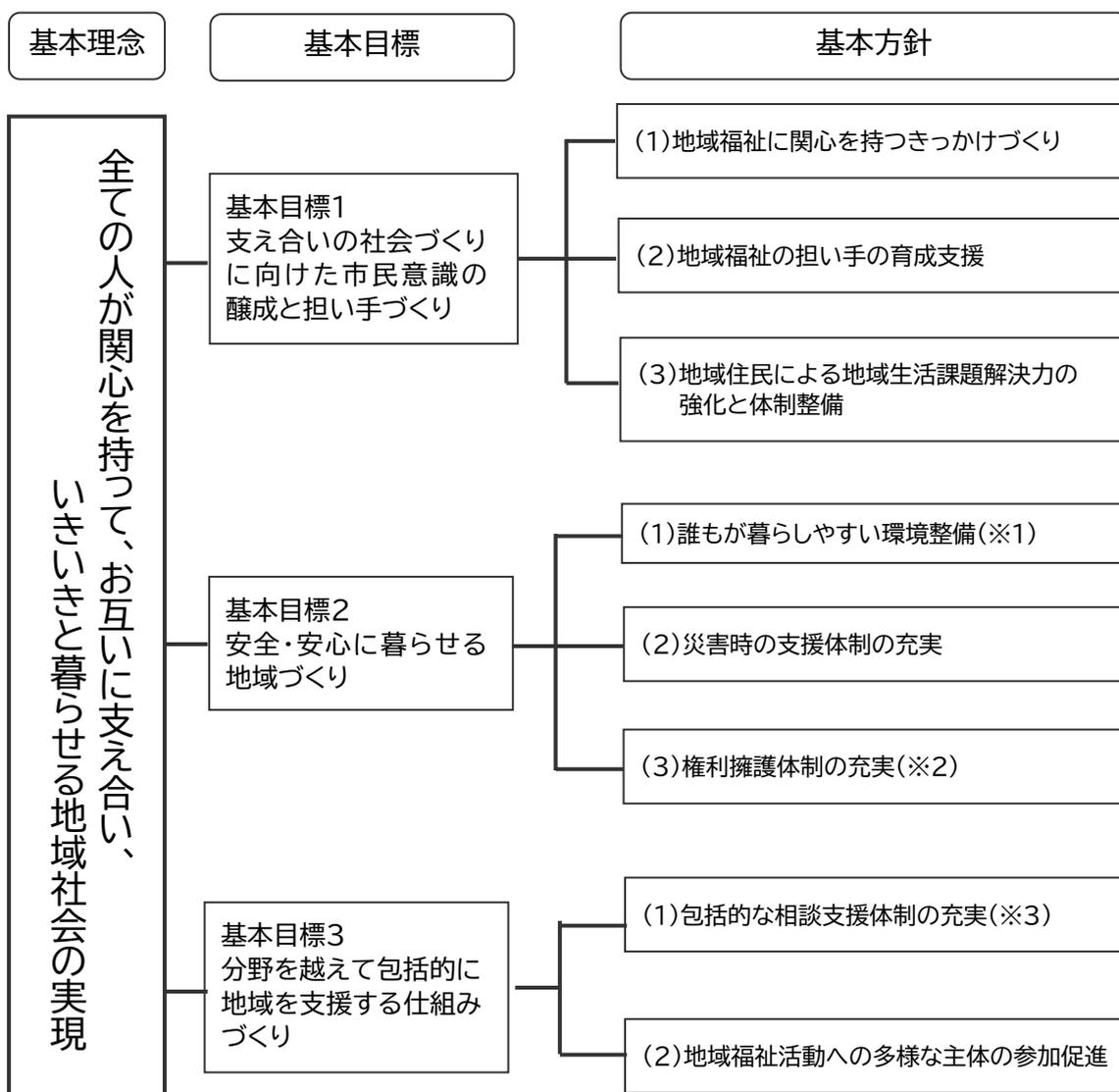
第4期計画(令和3(2021)年度～令和7(2025)年度)においては、3つの基本目標と8つの基本方針に基づき、施策を進めてきました。

第5期豊橋市地域福祉計画の策定にあたっては、これまでの推進施策についての検証及び評価を踏まえ、引き継ぐ分野及び重点をおくべき分野を明確にする必要があります。そこで、第4期計画を基本方針ごとに総括を行い、第5期豊橋市地域福祉計画策定に向けた今後の方向性を検討しました。

なお、新型コロナウイルス感染症の流行をきっかけに、地域の活動の自粛や制限、外出機会の減少など社会環境が変化したことにより、課題の顕在化・深刻化が進み、福祉的な支援を必要とする人も増加したという背景があります。

評価基準	◎:目標値を達成 ○:現状値と同じまたは上回る △:現状値を下回る  ※目標値が延べ人数の場合 ◎:目標値を達成 ○:目標値の80%以上 △:目標値の80%未満
------	---

■第4期計画における体系図



- ※1 「豊橋市再犯防止推進計画」については基本目標2の基本方針(1)「誰もが暮らしやすい環境整備」内に記載しています。
- ※2 「豊橋市成年後見制度利用促進計画」については基本目標2の基本方針(3)「権利擁護体制の充実」内に記載しています。
- ※3 令和2(2020)年の社会福祉法改正により、市町村地域福祉計画を策定するすべての市町村が「地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項」について計画の中に記載すべきとされているため、「包括的な支援体制の整備」については基本目標3の基本方針(1)「包括的な相談支援体制の充実」内に記載しています。

# 基本目標1 支え合いの社会づくりに向けた市民意識の醸成と担い手づくり

## 基本方針(1) 地域福祉に関心を持つきっかけづくり

### ①数値目標の達成状況

評価内容	現状値 (R元)	R3	R4	R5	R6	R7 (見込)	目標値 (R7)	達成 状況
出前講座「人にやさしいまちづくり塾」開催回数(5年累計)	29回 (単年)	19回	40回	72回	102回	132回	125回	◎
小学生のためのボランティア体験学習(介護予防サロン)参加者数(5年累計)	35カ所 174人 (単年)	0カ所 0人	15カ所 44人	26カ所 118人	38カ所 191人(※)	40カ所 371人	40カ所 900人	△

※申込者数は251人だが、台風に伴う警報発令により開催を中止したものを除いた数

### ②推進施策の成果と課題

主な取り組み	事業数	事業一覧
意識啓発に向けたイベントの開催	3	・「いきいきフェスタ」の開催 ・市民活動推進イベント(オレンジフェスタ)の実施 ・子育て支援プラットフォーム事業(子育て応援宣言の推進)
各種講座等の開催による理解促進	2	・障害者理解啓発事業 ・人にやさしいまちづくり推進事業【重点】
知る機会・学びの機会の提供	3	・ユニバーサルデザイン推進事業 ・福祉協力校・研究校の委嘱・助成 ・ボランティア情報の集約と発信の充実【重点】

#### (ア)主な成果

- ・市民活動推進イベント(オレンジフェスタ)の実施について、他のイベントとの同時開催としたことや、スタンプラリーなど新たな企画を取り入れ、親子連れが楽しく参加できるよう工夫したことで来場者が増えており、市民活動について興味を持つ機会をつくることができました。また、多くの若者がボランティアとして参加するようになり、若者の市民活動への参画のきっかけづくりができました。
- ・障害者理解啓発事業における障害者差別解消法等に関する研修会については、市職員向けに行ってきた研修の対象を市民に拡大して実施することで、障害者が暮らしやすい社会について広く普及啓発を図ることができました。

#### (イ)主な課題

- ・人にやさしいまちづくり推進事業では、出前講座「人にやさしいまちづくり塾」を目標値とした回数以上に開催し、バリアフリーの必要性の普及や、人にやさしいまちづくりの理解促進を図ることができました。今後、講師となるボランティアの高齢化などにより、講座開催数が減り啓発機会の減少が見込まれ、普及啓発と同時に担い手の確保が必要です。

### ③取り組みの評価

新型コロナウイルス感染症の感染拡大期は、小学生のためのボランティア体験学習(介護予防サロン)では令和3(2021)年度に一度も開催できなかったなど、イベントの中止や募集人数を抑えた開催とせざるを得ない状況となり、各事業の展開に大きな影響がありました。しかしながら、開催方法や内容を工夫して行ったことや、ニーズに応じた情報提供を継続したことで、5類感染症移行後は、多くの事業で参加者数は順調に回復していることから、地域の福祉活動を知る機会を増やすことで地域福祉に関心を持ってもらう取り組みは概ね順調に進んでいます。

### ④アンケート結果

#### 【回答者区分:市民】

- 支え合いを行う地域として考える範囲は、「町自治会」が4割弱、「となり近所(5~10世帯程度の身近な集まり)」が3割弱、「小学校区」が2割弱となっています。
- 町内や小中学校区での活動について「あまり参加しない・参加したことがない」の割合が高くなっています。参加したことがないまたは参加しにくい要因として、「仕事や家事、育児が忙しくて時間がとれない」との回答が最も多くありました。また、「知り合いがいない、少ない」、「活動があること自体を知らない」との回答は前回(令和元(2019)年度)調査と比べて増えています。一方で、地域福祉活動を推進するために市民自身が取り組むべきこととして、「町内や小中学校区の活動に積極的に参加する」との回答が3割弱ありました。
- さまざまな人々が気軽に集える場所について、「地域にあるとは思わない」との回答が約4割ありました。一方で、町内や小中学校区の活動を活発にするために、約4割が「さまざまな人が気軽に集える居場所をつくる」ことが大切だと考えており、地域住民がお互いに助け合う福祉を進めるために行政が取り組むべきこととして、「居場所づくりを支援すべき」との回答が約2割ありました。

#### 【回答者区分:自治会長、民生委員児童委員】

- 地域の現状として、地域福祉への関心度が「低い」が約4割、「どちらともいえない」が約5割となっています。

#### 【第5期計画へ向けた方向性】

- 自分たちの地域の中で、どんな活動が行われているのかを知る機会を増やし、その活動について理解、関心を深める取り組みを進めていきます。
- 支え合いの担い手の育成支援と連携しつつ、各種イベントや講習会の開催方法や内容を工夫することで、住民一人ひとりが地域福祉に関心を持ち、地域の困りごとに対して「我が事」として捉えられるよう引き続き意識啓発を図っていきます。
- 気軽に集える居場所づくりに取り組むことで、地域の住民同士が互いに顔と顔がつながり支え合える環境を整えていきます。

## 基本目標1 支え合いの社会づくりに向けた市民意識の醸成と担い手づくり

### 基本方針(2) 地域福祉の担い手の育成支援

#### ①数値目標の達成状況

評価内容	現状値 (R元)	R3	R4	R5	R6	R7 (見込)	目標値 (R7)	達成 状況
「認知症サポーター養成講座」延べ受講者数	41,189 人	46,317 人	49,558 人	53,011 人	56,400 人	59,900 人	58,000 人(※)	◎
ほの国体操リーダー延べ養成者数	61人	83人	100人	119人	132人	148人	180人	○

※66,000人→58,000人へ修正

(コロナ禍の影響を考慮した第6次豊橋市総合計画前期基本計画の目標値と異なったため)

#### ②推進施策の成果と課題

主な取り組み	事業数	事業一覧
講座による担い手の育成支援	4	・子育てサポーター養成講座の実施 ・認知症サポーター養成講座の実施【重点】 ・読み聞かせボランティア養成講座の実施 ・ボランティア養成講座の実施【重点】
地域の活動の中心となる人材の育成・活動支援	2	・ほの国体操リーダー養成講座の実施【重点】 ・民生委員活動の支援
アクティブシニアの活動促進	1	・アクティブシニア活動促進事業
活動の情報提供・周知	1	・ボランティア情報の集約と発信の充実【重点】【再掲】

#### (ア)主な成果

- ・認知症サポーター養成講座では、学校・企業へ重点的に働きかけ、より幅広い分野・年齢層のサポーターを養成することができました。特に企業向けにONEアクション研修を取り入れることで、より実践的知識を身につけたサポーターを養成することができました。
- ・ほの国体操リーダー養成講座では、先輩リーダーとの交流や実習を行うことにより地域で活躍できるリーダーの養成ができました。さらには、リーダーを中心とする運動自主グループが立ち上がり、新たな居場所の創出にも寄与しました。

#### (イ)主な課題

- 子育てサポーター養成講座では、参加者数は増加しており、子育てサポーターの知識や技術の向上につなげることができましたが、仕事や子育てなどに忙しさを抱える人が多く、新たに子育てサポーターを担う人材の確保が難しい状況です。実際にボランティアとして活躍できる人材が減少していることから、幅広い世代へ参加を働きかけ、新たなボランティア発掘に継続的に取り組む必要があります。

#### ③取り組みの評価

講座等による育成だけでなく、ボランティア情報を集約し、養成後の活躍の場についてSNSなどを活用しながら情報発信することで、活動への意欲を高めることができ、担い手育成につながりました。

#### ④アンケート結果

##### 【回答者区分:市民】

- ボランティア活動やNPO活動に参加するにあたって重視することとして、「活動時間に融通が利くこと」との回答が約6割と最も多く、次いで「近い場所で活動できること」、「仕事や子育てをしながらでも活動できること」との回答が多くありました。
- ボランティア活動やNPO活動に参加したくない理由として、「仕事や家事、育児が忙しくて時間がとれない」との回答が約4割、次いで「健康などに不安がある」や「活動内容がよくわからない、よく知らない」が回答の上位となっています。また、「人と関わりをあまり持ちたくない」との回答が前回(令和元(2019)年度)調査と比べ増加しています。

##### 【回答者区分:自治会長、民生委員児童委員】

- 地域の現状として、地域福祉の活動に関わる人が「少ない」との回答が約5割となっています。また、さまざまな人々が気軽に集える居場所が「不足」との回答が約4割となっています。
- 地域の支え合いを推進するために必要だと考えることを尋ねる設問において、「活動の担い手となる人材育成」との回答が約5割あり、前回(令和元(2019)年度)調査と比較すると割合は減少していますが、依然として一番必要性が高いとの回答になっています。

##### 【第5期計画へ向けた方向性】

- 働くシニア層や共働き世帯の増加に加えて、つながりの希薄化等による地域福祉の担い手不足を解消するため、幅広い世代への働きかけを行うことで担い手の裾野を広げていくとともに、引き続き、育成支援及び中心となる指導者的人材の養成に取り組めます。
- 担い手として活動したい人が活動できる場づくりを行い、活動しやすい環境を整えていきます。
- ボランティア等の活動への参加支援や、ボランティア団体の活動支援に取り組めます。

## 基本目標1 支え合いの社会づくりに向けた市民意識の醸成と担い手づくり

### 基本方針(3) 地域住民による地域生活課題解決力の強化と体制整備

#### ①数値目標の達成状況

評価内容	現状値 (R元)	R3	R4	R5	R6	R7 (見込)	目標値 (R7)	達成 状況
「お互いさまのまちづくり」支え合い活動団体数	26団体	50団体	56団体	60団体	72団体	80団体	74団体	◎
介護予防運動自主グループ数	36 グループ	56 グループ	69 グループ	65 グループ	84 グループ	88 グループ	72 グループ	◎

#### ②推進施策の成果と課題

主な取り組み	事業数	事業一覧
住民による地域福祉活動の機会の提供及び支援	2	・乳児家庭全戸訪問事業 ・トヨッキースクール推進事業
地域での交流活動のための拠点づくり・活動支援	3	・介護予防活動【重点】 ・放課後子ども教室 ・地域子育て支援センター事業
地域の助け合い・見守り活動への支援	4	・「お互いさまのまちづくり協議会」の運営【重点】 ・一声運動・友愛訪問の実施 ・とよはし高齢者等おかえり安心ネットワーク事業 ・見守りボランティアの育成、見守りの実施

#### (ア)主な成果

- ・トヨッキースクール推進事業では、地域住民が講師やスタッフを務め、地域の大人が地域のこどもを育てる風土を醸成し、健全なまちづくりにつなげることができました。
- ・介護予防活動では、活動参加者保険を開始したり、運動自主グループの紹介チラシの作成や困りごとの相談に対応しました。また、新型コロナウイルス感染症の影響により解散したグループがある中、立ち上げ支援や活動継続の支援を実施したことで、新たな運動自主グループが立ち上がる等、地域の交流拠点を創出することができました。

#### (イ)主な課題

- ・乳児家庭全戸訪問事業では、民生委員児童委員等が赤ちゃんの産まれた家庭へ訪問し、地域の子育てに関する情報提供や相談先についての案内を行いました。産後は心身の負担も大きく不安定になりやすいため、すべての子育て家庭が、地域で孤立しないよう、相手のペースに合わせた寄り添いの姿勢で、温かく見守っていく体制を継続する必要があります。
- ・「お互いさまのまちづくり協議会」の運営により、活発な支え合い活動の実施につなげることができましたが、支え合い活動団体を継続する上での担い手が不足しており、若年世代を含め多くの世代に支え合い活動を周知し、活動の活性化や新たな活動の創出に取り組む必要があります。

### ③取り組みの評価

高齢者については、「お互いさまのまちづくり」支え合い活動の団体数が増加しており、地域の中で活動の活性化及び新たな活動拠点を創出することができました。また、子育て世代については、乳児家庭全戸訪問事業などを通して民生委員児童委員による家庭訪問等により地域の見守り意識が高まったことや、地域との交流を行いながら放課後子ども教室事業を進めることで、こどもが安心して暮らせる環境づくりを支援することができました。

### ④アンケート結果

#### 【回答者区分:市民】

- ・近所付き合いの様子を尋ねる設問では、「近所であいさつ程度をする人がいる」、「会えば親しく話をする人がいる」という回答がそれぞれ約4割ありますが、年代別では20歳代、世帯構成別ではひとり暮らしで、「近所付き合いはほとんどしていない」との回答の割合が3割を超えています。また、近所付き合いがない理由として、「仕事などで家にいないことが多いから」との回答が約5割と最も多く、次いで「近所の人と知り合う機会が少ないから」となっています。

一方で、地域福祉活動の推進のため、市民自身が取り組むべきこととして、「良好な近所付き合いや助け合いに努める」との回答が約6割ありました。

- ・近所付き合いの中で、手助けすること、されることについて尋ねる設問において、前回(令和元(2019)年度)調査に比べ、すべての項目において「ほとんどしていない・されていない」との回答率が上昇しています。また、今後手助けしてあげたい、してほしいと思うことを尋ねる設問でも、「どちらもあまり思わない」との回答率が上昇しています。
- ・年齢や障害にかかわらず住民が抱える課題について、解決に向けてともに取り組み地域で支え合う仕組みを作っていく相談員について「市役所や企業・個人の地域活動、福祉の専門機関等との橋渡し役になってほしい」という回答が一番多く4割強となっています。

#### 【回答者区分:福祉・こども関係事業所】

- ・地域住民が地域福祉活動を推進していくため、事業所が行政に期待することを尋ねる設問では、「活動資金の援助」との回答が最も多く、次いで「福祉関係情報の提供」となっています。

#### 【第5期計画へ向けた方向性】

- ・地域の複雑化・複合化した生活課題解決のために、今ある身近なつながりを活用しつつ、新たな交流拠点を創出するなど、地域の中にある地域住民による主体的な支え合い活動を支援していきます。
- ・地域の福祉活動と地域住民をつなぐ、橋渡し役となる人材の確保を進めます。
- ・地域活動に参加が少ない若年代等への周知を積極的に行い、参加を促す取り組みを実施します。
- ・手助けを必要とする人や困りごとを抱えた人が相談しやすい窓口の整備をしていきます。

## 基本目標2 安全・安心に暮らせる地域づくり

### 基本方針(1) 誰もが暮らしやすい環境整備

#### ①数値目標の達成状況

評価内容	現状値 (R元)	R3	R4	R5	R6	R7 (見込)	目標値 (R7)	達成 状況
福祉施設から一般就労への移行者数(単年)	81人	88人	85人	103人	107人	115人	110人	◎
ほいっぴネットワーク(電子@連絡帳)の利用者数	772人	951人	961人	1,013人	1,095人	1,200人	1,100人	◎

#### ②推進施策の成果と課題

主な取り組み	事業数	事業一覧
住宅・就労確保への支援	6	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住居確保給付金事業</li> <li>・居住支援事業</li> <li>・住まいの安定確保</li> <li>・就労準備支援事業</li> <li>・農福連携</li> <li>・中小企業人材活用支援事業</li> </ul>
自殺対策への取り組み	1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ゲートキーパー研修【重点】</li> </ul>
福祉サービスの質の向上と適切な情報提供	24	<ul style="list-style-type: none"> <li>・母子父子自立支援員による相談</li> <li>・地域包括支援センターによる支援が必要な人への訪問</li> <li>・とよはし総合相談支援センター運営事業</li> <li>・障害児者相談支援事業</li> <li>・学習・生活支援事業</li> <li>・放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)</li> <li>・赤ちゃんの駅</li> <li>・私立幼稚園運営費補助金</li> <li>・法人保育所・認定こども園通常保育事業</li> <li>・保育士・保育所支援窓口</li> <li>・民間社会福祉施設運営費補助金</li> <li>・社会福祉施設等指導監査事業</li> <li>・ほいっぴネットワーク(電子@連絡帳)の利用促進【重点】</li> <li>・地域包括支援センター運営事業</li> <li>・緊急通報装置設置事業</li> <li>・意思疎通支援事業</li> <li>・障害者地域生活支援事業</li> <li>・障害福祉サービス等給付事業</li> <li>・障害児通所支援給付事業</li> <li>・「地域生活」バス・タクシー運行事業</li> <li>・活字等広報事業</li> <li>・子育て支援プラットフォーム事業(情報発信の充実)</li> <li>・福祉サービスやボランティア活動の情報発信</li> <li>・インターネット等を通じた情報発信</li> </ul>
バリアフリー化とユニバーサルデザインの採用	3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域のニーズに応じた公園施設の整備</li> <li>・人にやさしい道づくり事業</li> <li>・駅、電停、車両のバリアフリー化の促進</li> </ul>

#### (ア)主な成果

- ・住居確保給付金事業では、住居を失うおそれのある困窮者に住宅費を支給することで、安心して求職活動に取り組める環境をつくることができました。また、世帯の状況に応じ、生活保護等他制度へのつなぎも含めた支援を行うことができました。
- ・ゲートキーパー研修の受講者数は年々増加しており、市民や企業、支援者等を対象に、こころの健康に関する知識や専門機関へのつなぎ方等を学ぶ機会を増やしました。気づき・支える人材を育成することで、さまざまな分野で連携することができました。

#### (イ)主な課題

- ・ほいっぴネットワーク(電子@連絡帳)の利用について、登録者数は増加し多様な専門職の連携が可能な体制をつくることができたものの、利用頻度が伸びていないため、利用方法の研修や利用によるメリットの周知を行うなど、効果的な活用を促していく必要があります。

#### ③取り組みの評価

福祉施設から一般就労への移行者数は目標値を達成する見込みで推移しており、障害者の自立と社会参加を促進することができました。その他、課題等を抱える人を適切な支援につなげるための多機関との連携や情報発信に取り組み、誰もが暮らしやすい環境の整備を着実に進めることができました。

#### ④アンケート結果

##### 【回答者区分:市民】

- ・現在の相談支援体制では足りないと感じた方に、その理由を尋ねる項目では「どこに相談したらよいかわからない」が約6割、「気軽に相談できる場所や人が身近にいない」が約5割となっています。
- ・お互いに助け合う福祉を進めるために行政が取り組むべきこととして、約2割が「地域住民に身近な場所へ相談窓口を設置する」と回答しています。
- ・地域の福祉環境に関する設問のうち、要介護になったときに「さまざまなサービスを受けることができる」に対して、「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」を合わせた回答割合は前回(令和元(2019)年度)調査に比べ8.4ポイント高くなりました。一方、「道路の段差解消や歩道があるなど、移動しやすい」と思うかの項目については、「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」を合わせた回答割合は前回(令和元(2019)年度)調査と比べ大きな変化はありませんでした。

##### 【第5期計画へ向けた方向性】

- ・住民に身近な相談窓口を設置するなど、相談しやすい体制整備を図ります。
- ・高齢者や障害者等が安心して暮らせるようバリアフリー化の促進を図ります。
- ・複合的な課題を抱える人など、必要に応じて適切な支援ができるよう、各制度の充実を図り、分野横断的な支援ができる体制づくりの強化に努めます。

## 基本目標2 安全・安心に暮らせる地域づくり

～再犯の防止等に向けて～(豊橋市再犯防止推進計画)

### ①推進施策の成果と課題

取り組みの内容	事業数	具体的な取り組み一覧
再犯防止に関する広報・啓発活動	2	・「社会を明るくする運動」の実施 ・民間協力者に対する表彰
犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導等の実施のための取り組み	2	・保健医療・福祉サービスの提供 ・薬物依存を有する人等への支援
学校等と連携した非行防止の取り組み	1	・学校等と連携した非行防止の取り組み
民間協力者や更生保護施設への援助・協力	1	・民間協力者や更生保護施設への援助・協力
犯罪をした者等を雇用する企業などの開拓、社会的評価の向上	1	・犯罪をした者等を雇用する企業などの開拓、社会的評価の向上
就労・住居の確保等のための取り組み	6	・住居確保給付金事業【※】 ・居住支援事業【※】 ・住まいの安定確保【※】 ・就労準備支援事業【※】 ・農福連携【※】 ・中小企業人材活用支援事業【※】 ※ 基本目標2 基本方針(1)と同じ

#### (ア)主な成果

- ・「社会を明るくする運動」について、各種啓発活動を通じ、地域における更生保護の周知を進めることができました。
- ・犯罪をした者等に対する保健医療・福祉サービスの提供について、経歴や特性等を勘察しつつ関係機関と連携することで、適切な支援につなぐことができました。
- ・保護司会や更生保護女性会の活動に対して、市としてサポートに努めたことで、全国平均を上回る充足率で人材を確保することができました。

#### (イ)主な課題

- ・啓発イベントの実施や、ポスターの掲示などにより、広く市民に薬物乱用問題に関する知識を周知することができましたが、薬物依存を有する人等への支援については、薬物依存症等に関する正しい知識・意識の理解の促進のため、啓発方法を検討する必要があります。
- ・更生保護女性会については、更生保護施設への支援などの活動を積極的に行っていますが、会員数が減少しているため、担い手の安定確保に向けて、活動内容の周知啓発や選出方法の見直しなどを検討する必要があります。

## ②取り組みの評価

地域と協力して犯罪や非行のない社会の実現に向けた周知啓発活動をすることによって、犯罪をした者等への支援について地域住民の必要な理解を深めることができました。また、社会復帰に必要な就労や住居の確保についても、犯罪歴の有無にかかわらず情報提供できるよう取り組みを進めることができました。

## ③アンケート結果

### 【回答者区分:市民】

- 更生保護に関連した認知度の設問に対して、「知らない」との回答が保護司会で約5割、更生保護女性会で約6割であり、協力雇用主会、BBS会、更生保護施設「智光寮」についてはさらに「知らない」の割合が多くなっています。
- 「犯罪をした者等が復帰に向けて地域社会の中で孤立することなく、自立した社会の構成員として安定した生活を送るために必要なもの」について尋ねる設問では、「安定した就労先」との回答が5割弱、「支援者によるサポート」との回答が3割弱となっています。

### 【第5期計画へ向けた方向性】

- ・犯罪をした者等に対して偏見を持たないなど、地域住民の理解を深めるため今後も周知啓発を進めていきます。
- ・保護司や更生保護女性会員の担い手の確保を含め、保護司会をはじめとした再犯防止を支える団体等の活動を引き続き支援していきます。
- ・刑事司法関係機関や民間団体と、さらなる連携体制の構築を図ります。
- ・犯罪をした者等の円滑な地域社会への復帰のため、特性等に応じた支援とともに、安心して暮らせる居場所の確保等に取り組みます。

## 基本目標2 安全・安心に暮らせる地域づくり

### 基本方針(2) 災害時の支援体制の充実

#### ①数値目標の達成状況

評価内容	現状値 (R元)	R3	R4	R5	R6	R7 (見込)	目標値 (R7)	達成 状況
避難行動要支援者登録台帳への新規登録者数(5年累計)	165人 (単年)	182人	320人	464人	605人	769人	900人	△
「災害ボランティアコーディネーター養成講座」修了者数(5年累計)	20人 (単年)	29人	57人	93人	124人	155人	100人	◎

#### ②推進施策の成果と課題

主な取り組み	事業数	事業一覧
避難行動要支援者事業の推進	1	・避難行動要支援者支援事業【重点】
地域ぐるみの防災活動の推進	5	・自主防災組織育成事業 ・防災まちづくりモデル校区事業 ・とよはし防災リーダー養成講座の実施 ・災害ボランティアコーディネーター養成講座の実施【重点】 ・見守りボランティアの育成、見守りの実施

#### (ア)主な成果

- ・災害ボランティアコーディネーターの養成については、近年の自然災害の発生の増加により、関心が高まったこともあり、養成講座修了者数は増加し、災害ボランティアセンターの運営体制の強化につながっています。
- ・自主防災組織育成事業について、地域の防災訓練を定期的を実施し、地域防災力の強化を図ることができました。
- ・避難行動要支援者支援事業において、自主防災組織や民生委員児童委員へ「災害時の要配慮者に対する支援事業」についての研修会等を開催し、制度の周知に努め、日頃の見守り及び災害時における支援体制の構築を図ることができました。

#### (イ)主な課題

- ・避難行動要支援者支援事業については、毎年一定数の登録者はいるものの、制度の周知が不十分でした。今後発生が危惧される南海トラフ地震などの大規模災害に備え、個別避難計画に登録された情報を平時・災害時問わず、活用することができる体制づくりを進めるとともに、さらなる制度の周知を図り、登録者数を増やしていく必要があります。

### ③取り組みの評価

避難行動要支援者支援事業を推進することで、地域の要支援者を把握し、日頃の見守りと災害発生時の支援体制の構築に役立てることができました。また、災害ボランティアコーディネーターや防災リーダーの養成により、本市が大規模災害時に設置する災害ボランティアセンターにおける運営体制の強化や、地域の防災力の向上につなげることができました。

### ④アンケート結果

#### 【回答者区分:市民】

- 地域福祉のうち関心のある分野を尋ねる設問では、「災害時の助け合い」との回答が5割強と一番関心のある項目となりました。
- 避難行動要支援者支援事業を「知らない」との回答が8割を超えていました。
- 災害ボランティアセンター及び災害ボランティアコーディネーターについては、「知らない」との回答が8割以上となっており、災害ボランティアコーディネーターとして活動することについて「興味があるが活動する余裕がない」との回答が、約5割となっています。
- 校区防災訓練について、約7割が「あまり参加しない・参加したことがない」となっています。

#### 【回答者区分:自治会長、民生委員児童委員】

- 避難行動要支援者支援事業を行う上での困りごととして、「台帳を活用した具体的な取り組み方法がわからない」という回答が3割を超えています。

#### 【回答者区分:福祉・こども関係事業所】

- 地域の諸団体や関係機関と交流・連携しながら取り組むものとして、約5割が「災害時における相互協力」と回答しています。

#### 【第5期計画へ向けた方向性】

- 避難行動要支援者台帳の登録について、周知を図るとともに、台帳の活用や台帳登録者数を増やすための方法について検討を進めていきます。
- 災害時に対応できる人材の確保・養成を行うとともに、地域の自主防災組織における定期的な訓練を支援し、地域防災力の向上を図っていきます。
- 平時における既存の支援体制を活用し、災害時におけるきめ細かな支援につなげる取り組みを進めていきます。

## 基本目標2 安全・安心に暮らせる地域づくり

### 基本方針(3) 権利擁護体制の充実

#### ①数値目標の達成状況

評価内容	現状値 (R元)	R3	R4	R5	R6	R7 (見込)	目標値 (R7)	達成 状況
成年後見支援センター の相談件数(単年)	454件	460件	583件	521件	557件	500件	500件	◎
DV相談窓口の認知度	30.2%	36.2%	—(※)	38.0%	—(※)	40.0%	50.0%	○

※認知度を測るアンケートについては隔年実施のため R4、R6実績値無し

#### ②推進施策の成果と課題

主な取り組み	事業数	事業一覧
権利擁護に関する支援体制の推進	3	・成年後見制度利用支援事業 ・日常生活自立支援事業 ・市民後見人についての検討
虐待・暴力の防止への相談・支援 ネットワーク	5	・児童虐待防止に関するネットワークの推進 ・高齢者虐待防止ネットワークの運営事業 ・障害者虐待防止事業 ・男女共同参画支援事業【重点】 ・児童虐待防止推進月間の取り組み
人権啓発の推進	2	・地域人権啓発活動事業 ・児童虐待防止推進月間の取り組み【再掲】

#### (ア)主な成果

- ・ 成年後見支援センターの相談件数は増加傾向にあり、制度を必要とする人へ適切な支援をつなぐことができました。
- ・ 障害者虐待防止事業では、令和6(2024)年度に新たに設置した虐待防止相談員と連携し、相談員の資質向上を図るための研修や、支援に関する悩みや疑問を伺い適切な助言を行うための事業所訪問を実施し、権利擁護に対する事業所職員等の理解を深めることができました。

#### (イ)主な課題

- ・ 男女共同参画支援事業においては、DV相談窓口について年齢層や性別に関係なく幅広く市民に周知をしたことにより、市民全体の認知度は向上したものの、10代や男性の認知度が低いため、高校生向けデートDV出前講座などの機会を捉えて若年層への周知を強化するなど、さらなる認知度の向上を図る必要があります。
- ・ 市民後見人の養成について検討が進み、今後は権利擁護の担い手としての活躍の場面の整理や、地域の中で活躍できる人材の育成が必要となってきます。

### ③取り組みの評価

成年後見制度を必要とする人が、適切な支援を受けることができる体制づくりを推進することができました。また、高齢者や障害者、児童への虐待防止について、関係機関との連携体制の構築や、支援員向けの研修等を実施することで、虐待の早期発見・対応をすることができました。

### ④アンケート結果

#### 【回答者区分:市民】

- ・成年後見制度について詳しく知りたい場合の相談先として、「市役所」が4割弱であり、「わからない」が約2割、「成年後見支援センター」が約1割となっています。
- ・「市民後見人」について、「自分はなる気はないが、市民後見人という仕組みは応援したい」との回答が約5割となっており、市民後見人の活動において重要だと思うことについては、「高齢者や障害者の支援ができる」との回答が5割と最も多く、次いで「住んでいる地域で活動できる」となっています。

#### 【回答者区分:自治会長、民生委員児童委員】

- ・自治会長では、成年後見制度が必要と思われる方がいた場合、「市役所・窓口センター」への相談が最も多く、次いで「成年後見支援センター」、「民生委員児童委員」となっています。  
一方、民生委員児童委員では、「地域包括支援センター」が最も多く、次いで「成年後見支援センター」、「社会福祉協議会」となっています。

#### 【第5期計画へ向けた方向性】

- ・成年後見支援センターの取り組みについて周知啓発を行います。
- ・市民後見人の育成など権利擁護支援の担い手の育成を図るとともに、今後も認知症高齢者など判断能力の不十分な方の増加が見込まれるため、継続して成年後見制度に関する相談や利用支援など、権利擁護が必要な人へ寄り添った支援ができる体制づくりに取り組みます。
- ・虐待や暴力の防止・早期解決に向けて、さらなる理解促進や周知啓発に取り組みます。
- ・こどもの権利条例の制定に向けて、検討を進めていきます。

## 基本目標2 安全・安心に暮らせる地域づくり

～成年後見制度の利用促進に向けて～(豊橋市成年後見制度利用促進計画)

### ① 推進施策の成果と課題

地域連携ネットワークの 3つの役割	中核機関の 4つの機能	事業数	具体的な取り組み一覧
権利擁護支援の必要な 人の発見・支援	広報機能	3	・研修会等での業務案内、制度説明 ・連続講座「成年後見・権利擁護講座」の開催 ・講演会の開催
早期の段階からの相談・ 対応体制の整備	相談機能	2	・成年後見制度等に関する相談対応 ・日常生活自立支援事業等との連携
意思決定支援・身上保護を 重視した成年後見制度の 運用に資する支援体制の 構築	成年後見制度利 用促進機能	5	・市長申立ての実施 ・適切な後見人等候補者の推薦 ・法人後見の実施 ・制度利用にあたり費用負担が困難な人 に対する費用の助成 ・市民後見人についての検討【再掲】
	後見人支援機 能	2	・後見人等からの相談対応 ・権利擁護支援チームの自立支援の実施

#### (ア)主な成果

- ・成年後見制度を必要とする人に対して、成年後見支援センターにおいて相談を受け付け、法律問題や複雑化した課題の案件の場合は、必要に応じて専門職の助言を受けるなど適切な支援につなげることができました。
- ・市長申立て案件など、後見人等候補者の選定が必要なケースについて、成年後見支援センターが受任調整会議を令和4(2022)年度から実施し、法律・福祉の専門職によるアドバイスを得て、支援方針の検討を行うことで、より適切な後見人候補者の推薦につなげることができました。

#### (イ)主な課題

- ・身寄りがないなどの場合でも、成年後見制度の利用が必要な人が、適切に利用ができるように、市長申立てを実施することで権利擁護支援を行っています。今後は、成年後見制度の利用が必要な人をいち早く適切なサービス利用につなげることが必要です。

## ② 取り組みの評価

研修会等により、成年後見制度利用対象者及び市民に対して、幅広く周知啓発をすることができたほか、費用助成制度や市長申立ての実施により制度の利用促進につなげることができました。

また、専門職を含めたさまざまな機関と連携して適切な権利擁護支援を行うことができました。

## ④ アンケート結果

### 【回答者区分：市民】

- ・ 成年後見制度を「知っている」または「制度の名称は聞いたことがあるが、内容は知らない」の回答を合わせると約7割となりました。一方で、成年後見制度にどんな印象を持っているかの項目では、「制度を利用することで、本人の権利擁護につながると考えている」との回答が約3割あるのに対し、「成年後見人によって横領などの不正が行われないか」、「後見人が本人の意思を尊重してくれるか」と不安に思っている回答が約5割ありました。

### 【回答者区分：自治会長、民生委員児童委員】

- ・ 成年後見における市長申立て制度について、「知っている」との回答は、自治会長で3割強、民生委員児童委員で5割でした。

### 【回答者区分：福祉・こども関係事業所】

- ・ 成年後見制度を利用しやすくするため、約3割の事業所は「相談しやすい相談窓口の運営」が重要だと考えています。
- ・ 成年後見における市長申立て制度について、制度を「知らなかった」との回答が約2割ありました。

### 【第5期計画へ向けた方向性】

- ・ 成年後見支援センターを中心とした各機関との連携により、成年後見制度のさらなる理解促進や周知啓発に取り組むことで利用促進を図っていきます。
- ・ 本人の状況にかかわらず、権利擁護が適切に行われるよう成年後見制度利用支援事業や市長申立て制度についてさらに周知を行っていきます。
- ・ 地域とのつながりを生かした市民後見人が活躍できる体制整備を進めていきます。

## 基本目標3 分野を越えて包括的に地域を支援する 仕組みづくり

### 基本方針(1) 包括的な相談支援体制の充実

#### ①数値目標の達成状況

評価内容	現状値 (R元)	R3	R4	R5	R6	R7 (見込)	目標値 (R7)	達成 状況
相談支援包括化推進員による複合的な課題への対応ケース数(単年)	—	31件	36件	50件	78件	80件	50件	◎
妊娠・出産・子育てに関する相談件数(単年)	7,077 件	6,530 件	6,227 件	6,422 件	5,946 件	6,640 件	9,700 件	△

#### ②推進施策の成果と課題

主な取り組み	事業数	事業一覧
包括的な相談窓口の充実	4	<ul style="list-style-type: none"> <li>・包括的相談支援事業</li> <li>・妊娠・出産・子育て総合相談窓口【重点】</li> <li>・保育コンシェルジュ【重点】</li> <li>・外国人相談事業</li> </ul>
多様な機関が協働する相談支援体制の充実	7	<ul style="list-style-type: none"> <li>・多機関の協働による包括的支援体制整備事業【重点】</li> <li>・地域ケア会議の実施</li> <li>・障害児者相談支援事業</li> <li>・障害者自立支援協議会の開催</li> <li>・自立相談支援事業</li> <li>・ふれあい収集の実施</li> <li>・一般廃棄物対策事業(いわゆる「ごみ屋敷」対策)</li> </ul>
包括的支援体制の整備に向けて	5	<ul style="list-style-type: none"> <li>・包括的相談支援事業【再掲】</li> <li>・多機関協働事業</li> <li>・アウトリーチ等を通じた継続的支援事業</li> <li>・参加支援事業</li> <li>・地域づくり事業</li> </ul>

#### (ア)主な成果

- ・ 妊娠・出産・子育て総合相談窓口について、サービスにつなげるだけでなく、必要に応じて関係課と連携し、妊娠期から子育て期まで切れ目ない支援を実施することができました。
- ・ 参加支援事業について、就労継続支援B型事業所を活用した社会参加に向けた取り組みを実施し、社会とのつながりづくりを実施することができました。

#### (イ)主な課題

- ・ 自立相談支援事業において、関係機関と連携を図り多角的に支援を行うことにより、早期自立を支援することができました。支援を拒否している人に対しては、適切な支援につなげるため、伴走型支援により、信頼関係の構築にさらに取り組む必要があります。
- ・ 地域づくり事業において、相談を受けたケースのつなぎ先として地域に根差した集まりや活動が地域の中にはあるものの、把握が進んでいないため、地域へ出向く等により、集まりや活動を把握していく必要があります。

### ③ 取り組みの評価

令和3(2021)年度に「福祉相談サポートセンター」を設置し、令和6(2024)年度から重層的支援体制整備事業を本格実施しています。複雑化・複合化した課題についても相談支援包括化推進員によるコーディネートにより、多機関で連携して取り組むことができる包括的な支援体制の整備が進みました。さらに、関係機関との協議や研修を実施することで事業への理解促進や、関係機関同士の意思統一を図ることができました。

また、令和6(2024)年度から「こども家庭センター」を設置し、母子保健機能と児童福祉機能の相談支援を一体的に行っています。

その他、地域ケア会議の開催などにより、個別課題への対応だけでなく、地域課題の発見や地域づくりへとつながっています。

### ④ アンケート結果

#### 【回答者区分：市民】

- 現在の相談支援体制では足りないと感じられた方に、足りない点を尋ねる設問において、「どこに相談したらよいかわからない」との回答が約6割となり、「気軽に相談できる場所や人が身近にいない」との回答も約5割となっています。
- 福祉に関する情報を入手したいときは、「インターネット(情報検索)で調べる」との回答が約6割となり、次いで「家族・親族に聞く」が約4割、「知人・友人に聞く」が約3割となっています。

#### 【回答者区分：自治会長、民生委員児童委員】

- 特に支援が必要だと思われる方がいた場合の相談先として、自治会長では、「民生委員児童委員」が最も多く、次いで「地域包括支援センター」、「市役所・窓口センター」となっています。一方、民生委員児童委員では、「地域包括支援センター」が最も多く、次いで「他の民生委員児童委員」、「自治会」となっています。

#### 【回答者区分：福祉・こども関係事業所】

- 住民からの相談の解決に向けてともに取り組み、地域で支え合う仕組みを作っていく相談員を配置した場合について、約6割が「自分が対応できない相談を受けたときの案内先として相談員を活用したい」と考えています。

#### 【第5期計画へ向けた方向性】

- 複雑化・複合化した課題に対して、単独の相談支援機関では対応が難しいものであっても、関係機関で連携するなど、引き続き断らない相談支援の体制整備を進めていきます。
- 支援の拒否がある場合でも、必要な支援につなげていくよう継続的な関わりを持つなど、課題の深刻化を防ぐ取り組みを進めていきます。
- 住民目線で地域の活動を把握していくとともに、分野を越えた地域づくりを進める人材の配置など検討を進めていきます。

## 基本目標3 分野を越えて包括的に地域を支援する仕組みづくり

### 基本方針(2) 地域福祉活動への多様な主体の参加促進

#### ①数値目標の達成状況

評価内容	現状値 (R元)	R3	R4	R5	R6	R7 (見込)	目標値 (R7)	達成 状況
まちづくり活動に参加したことがある市民の割合	45.6%	70.3%	68.6%	72.2%	71.6%	73.0%	75.0%	○
総合福祉センター・地域福祉センターの貸室利用者数(単年)	112,430 人	67,605 人	89,221 人	95,465 人	109,628 人	125,000 人	121,000 人	◎

#### ②推進施策の成果と課題

主な取り組み	事業数	事業一覧
社会福祉法人や民間企業等による 公益的な取り組みの推進	3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・とよはし高齢者等おかえり安心ネットワーク事業</li> <li>・中小企業人材活用支援事業【再掲】</li> <li>・社会福祉法人による公益的な取り組み</li> </ul>
地域福祉を支える団体等が協働する ためのネットワークの構築	5	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民活動プラザの運営【重点】</li> <li>・校区市民館管理運営事業</li> <li>・市民活動推進イベント(オレンジフェスタ)の実施【再掲】</li> <li>・福祉センター管理運営業務【重点】</li> <li>・ボランティアセンターの運営【重点】</li> </ul>

#### (ア)主な成果

- ・ボランティアセンターの運営により、活動場所や相談できる場の提供ができ、ボランティアグループの活動をサポートすることができました。

#### (イ)主な課題

- ・市内の社会福祉法人の公益的な取り組みについて、社会福祉法人同士で共有し、意見交換することができました。今後は、地域の福祉ニーズ等を踏まえた多様な地域貢献活動が実施されるよう、企業と社会福祉法人とのマッチングを進めていく必要があります。
- ・校区市民館管理運営事業について、Wi-Fi環境の整備など、地域コミュニティ活動等の拠点として、住民や事業所など幅広い主体が利用できるような環境整備を行うことができたが、校区市民館を拠点とした活動の担い手となるさまざまな人材の掘り起こしが必要です。

### ③取り組みの評価

総合福祉センター・地域福祉センターの貸室利用者数や校区市民館の利用者数は増加しており、身近な地域で活動の場等を提供することで、地域の活性化に寄与することができました。

また、市民活動プラザの運営による市民活動に関する相談や、イベントの実施によるきっかけづくりを実施したことで、まちづくり活動に参加したことがある市民の割合は7割程度となっています。

社会福祉法人と企業をつないでいくなど、さらなる地域福祉活動の実施に向けて取り組むことができました。

### ④アンケート結果

#### 【回答者区分:市民】

- 生涯学習センターや校区市民館の行事について、約8割が「あまり参加しない・参加したことがない」となっています。

#### 【回答者区分:自治会長、民生委員児童委員】

- 地域の支え合いを推進するために、約3割が「団体や組織間の連携支援」が必要と考えています。
- 他の組織団体と地域の支え合い活動を推進するために連携する上で困っていることとして、「個人情報保護のため、どこまで情報共有してよいかわからない」との回答が約5割と最も多く、「組織団体の人と出会う機会がない」も約4割となっています。特に自治会では、「自分が多忙で連携まで手が回らない」との回答も約4割となっています。
- 民生委員児童委員では、地域福祉活動をしている中で困っていることとして、「プライバシーにどこまで踏み込んでいいのか戸惑うことがある。」との回答が約7割と最も多くなっており、「支援を必要とする人などの情報が得にくい」が5割以上となっています。また、普段から連携している組織団体として「地域包括支援センター」との回答が約8割と最も多く、次いで「自治会」、「他の民生委員児童委員」となっています。

#### 【回答者区分:福祉・こども関係事業所】

- 普段から交流・連携している地域の諸団体や関係機関として、「市役所」との回答が最も多く、次いで「医療機関」、「福祉サービス事業所」となっています。
- 事業所で、地域の諸団体や関係機関と交流・連携する際に課題となっているものとして、「地域の諸団体等の人と出会う機会がない」、「職員の負担が大きく連携まで手が回らない」との回答がそれぞれ約6割となっています。

#### 【第5期計画へ向けた方向性】

- 地域において活動を行う団体等への支援を引き続き行っていきます。
- 多様な主体と福祉活動をつなげる人材の配置に向けた取り組みを進めていきます。
- さまざまな団体が主体となって活動しやすい環境づくりの整備に引き続き取り組んでいきます。

## 2 全体の総括

第4期計画は、「全ての人に関心を持って、お互いに支え合い、いきいきと暮らせる地域社会の実現」を目指し、3つの基本目標を定め、地域福祉を推進してきました。

第4期計画の達成度についての市民アンケートでは、「どちらともいえない」が約6割、「実現には遠い」が約2割となりました。

### 基本目標1 支え合いの社会づくりに向けた市民意識の醸成と担い手づくり

イベントや研修などの活動を通して、年代にかかわらず普段地域福祉に関わりのない人にも関心を持ってもらう機会の提供ができましたが、活動があること自体を知らない人もいるため、その活動の周知方法や啓発活動を工夫して取り組む必要があります。また、地域活動に取り組んでいこうと考えている市民や、近所付き合いが少ない若年層へ地域福祉に関わる機会の提供を進める必要があります。

また、引き続き、地域社会の課題を認識し、結びつきを深められる体制整備や活動支援を進めていく必要があります。

併せて、地域福祉の新たな担い手の育成を進めており、地域福祉活動に関わる人が多いと感じている人は少ないものの、ボランティア活動等へ条件が合えば参加してみたい人が一定数いることを踏まえ、参加意欲のある人たちに参加してもらえるようアプローチ方法を検討していく必要があります。

### 基本目標2 安全・安心に暮らせる地域づくり

相談支援体制自体の整備は進んでいるものの、どこに相談したらよいかわからない方も多くいます。地域住民や関係機関へ相談窓口の周知啓発を引き続き行うとともに、身近な相談窓口の設置について検討するなど、相談しやすい体制整備に向けて取り組んでいく必要があります。

また、高齢者や障害者、さまざまな背景を持つ人が、自身が受けられる支援制度を認識していない場合もあります。そのため、平時・災害時を問わず、地域での見守り支援など、各々が抱える課題が早期に発見され適切な支援を受けられるような地域環境の整備を目指し、住み慣れた地域で安心して暮らせる地域づくりに引き続き取り組む必要があります。

### 基本目標3 分野を越えて包括的に地域を支援する仕組みづくり

関係機関との協議や研修を実施したことで、包括的支援の理解が深まり、多機関で連携する体制の整備を進めることができました。引き続き、各機関と連携を図り、複雑化・複合化した課題を抱える人たちや制度の狭間にある人たちの支援に取り組んでいきます。

また、地域の福祉活動団体と出会う機会がないという声もあり、多様な主体と福祉活動をつなげる人材の配置に向けた取り組みを進めていきます。加えて、専門機関が関わるだけでなく、地域の中で課題解決が進むよう、多様な主体による地域福祉活動を把握し、その活動を活性化するための仕組みづくりを構築していく必要があります。

以上の第4期計画の総括に加えて、社会構造の変化や新型コロナウイルス感染症の拡大により、孤独や孤立対策が政策課題として浮上し、地域でのコミュニティ支援や心の健康を重視した施策の必要性が高まっています。

また、今後は、課題が複雑化・複合化した後の支援だけでなく、深刻化する前の早期発見や早期対応が必要となってきています。デジタル技術を活用した新たなつながりや支え合い、サービスが浸透するようになっており、日常にあるつながりに着目しつつ、新たな手法を取り入れながら施策を進めていく必要があります。

加えて、地域共生社会の実現にあたっては、福祉以外の分野とも連携、協働した住民主体の地域づくりと包括的な支援体制の整備についても、国や県の動向に注視しながら取り組んでいく必要があります。

## 第4章 計画の基本的な考え方

### 1 基本理念

第5期豊橋市地域福祉計画は、第4期計画の理念や目標等を継承し、以下のとおり基本理念としました。

#### つながり支え合い、その人らしく暮らせる地域共生社会の実現

・「つながり支え合い」

誰もが、どこかでつながっており、つながり方、つながり先を自ら選択し、身近な地域でお互いに支え合う関係の構築に着目しました。

・「その人らしく」

“自分”のことは、「自分らしく」、「他者」のことは、「その人の価値観や性格を尊重していく」という思いを込めました。

また、「その人らしく暮らす」ためには、「役割」と「居場所」を持つことも必要であり、“他者”との関わりの中で、“その人”の状況も理解してほしいと考えました。

・「地域共生社会」

地域住民や地域のさまざまな主体が参画し、つながることで住民一人ひとりが役割と居場所を持って、地域をともに創っていく社会の実現を目指します。

### 2 基本目標

基本理念の実現のため、「人づくり」、「地域づくり」、「仕組みづくり」の3つの視点で基本目標を定めました。

#### 基本目標1 人づくり～お互いに理解し合える意識の醸成～

市民の福祉に対する関心を高め、地域福祉活動等に自ら進んで参画する担い手を育て、支え合う人づくりを進めます。

#### 基本目標2 地域づくり～つながり、つながる場の整備～

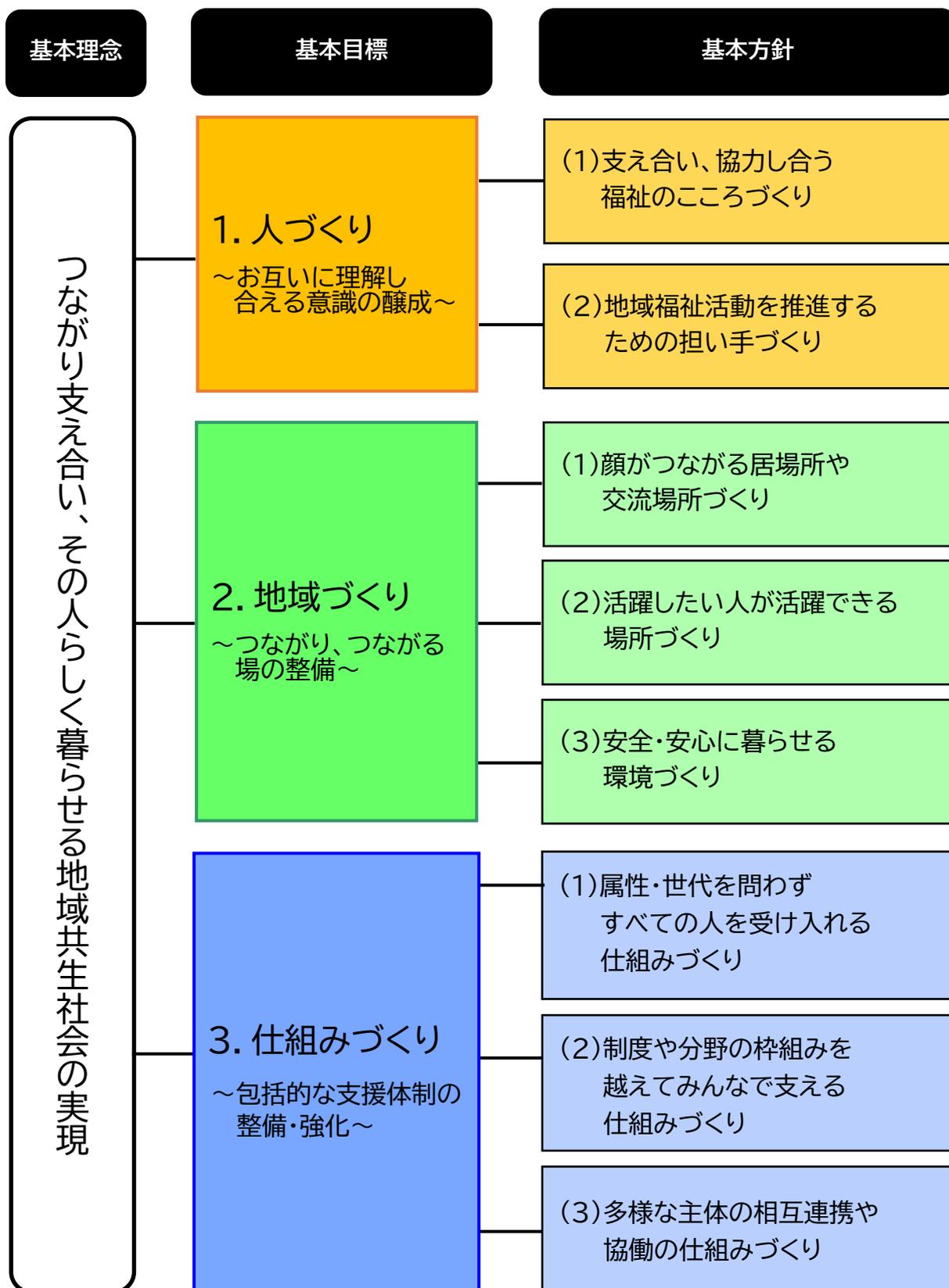
地域においてさまざまな人の居場所となり活躍できる場面をつくり、地域福祉活動が発展するための支援や多様な主体が参画するための取り組みにより、人と人、人と資源がつながる地域づくりを図ります。

#### 基本目標3 仕組みづくり～包括的な支援体制の整備・強化～

複雑化・複合化した課題に対し、制度や分野、立場を越え、関係機関や官民が連携した包括的に支援する体制の整備・強化を実施します。

### 3 計画の体系

#### 第5期豊橋市地域福祉計画の体系



## 第5章 施策の展開

地域福祉計画の体系図に基づき各事業を具体的に展開していきます。

なお、本計画においては、「重層的支援体制整備事業実施計画」、「再犯防止推進計画」、「成年後見制度利用促進基本計画」の3つを包含しており、それぞれの計画に関しては、【第6章 重層的支援体制整備事業実施計画】～【第8章 成年後見制度利用促進基本計画】で詳しく記載しています。

地域福祉計画の取り組みの中には、包含する各計画において取り組むべき事業が含まれており、どの包含計画に関連する事業かが明確になるよう、「事業名または取り組み名」の後ろに以下のとおり表記を付しています。

- 重層的支援体制整備事業実施計画で取り組むべき事業  
＜重層支援＞
- 再犯防止推進計画で取り組むべき事業  
＜再犯防止＞
- 成年後見制度利用促進基本計画で取り組むべき事業  
＜成年後見＞

また、包含する各計画内の「関連する取り組み」は、以下のルールで記載しています。

“基本目標番号”“(基本方針番号)”“主な取り組み番号”

例A)基本目標1 > 基本方針(1) > 主な取り組み①地域福祉の意識醸成 の場合  
→ 1(1)①

例B)基本目標2 > 基本方針(3) > 主な取り組み③住みよい地域の構築 の場合  
→ 2(3)③

なお、基本方針ごとに、用語の説明を記載しています。

## 基本目標1 人づくり～お互いに理解し合える意識の醸成～

### 基本方針(1) 支え合い、協力し合う福祉のこころづくり

#### 取り組みのポイント

地域は人々によって成り立っており、そこに住む住民一人ひとりの意識や関心が地域福祉の推進には大切な力となります。地域福祉の基盤として、誰もが「支える側」「支えられる側」になる可能性があることを理解し、互いに助け合い、協力し合う福祉のこころを育てることが重要です。

#### <主な取り組み>

##### ①地域福祉の意識醸成

地域福祉への関心を高めるとともに、住民一人ひとりが地域の課題に積極的に関わり、互いに思いやりを持ちながら支え合うこころを育むことを目的に、福祉に関するイベントの開催などの啓発活動を推進します。

事業名または 取り組み名	事業概要	担当課
更生保護事業の民間 協力者に対する表彰  <再犯防止>	更生保護事業の発展に長年貢献いただいた方を顕彰し、その活動や意義が広く市民に共有されるよう取り組むことで更生保護の理解促進を図ります。	福祉政策課
「社会福祉大会」等の 開催	「市民福祉の日」を記念した社会福祉大会等を開催することで、福祉をより身近に感じてもらい、地域福祉の理解促進を図ります。	福祉政策課 社会福祉協議会
福祉協力校・研究校の 委嘱・助成をはじめと した福祉学習の推進	市内の小中学校を社会福祉協力校・研究校として委嘱し、授業・行事・クラブ活動などさまざまな場面で福祉教育の取り組みを広げます。併せて、地域団体等との連携という別の手法も活用し、児童・生徒が自分たちの暮らす地域について主体的に考える機会を創出するなど、学校における福祉教育を総合的に推進します。	社会福祉協議会
「とよはし子育て応援 フェス」の開催	こどもが健やかに成長し、子育て家庭がゆとりを持って子育てを楽しめるように、子育てを社会全体で応援する意識の醸成を図る「とよはし子育て応援フェス」を開催します。	子育て支援課
人にやさしいまちづく り推進事業	出前講座「人にやさしいまちづくり塾」等を実施し、障害をもった方の話や車椅子体験等を通して、思いやりの心やバリアフリーの必要性を意識してもらえるようにしていきます。	建築指導課

## ②情報提供等による理解促進

助け合い活動や協力活動を地域福祉の基盤とするために、講座や研修会等を開催し、地域福祉に関する情報を提供します。その情報を通じて市民が地域福祉の重要性を理解し、地域社会へ主体的に関わるきっかけを作ります。

事業名または 取り組み名	事業概要	担当課
関係機関等との連携 による広報・啓発 ＜再犯防止＞	地域住民の犯罪をした者等に対する適切な理解を深め、犯罪をした者等の立ち直りを地域で支える再犯防止に向けた機運を醸成するため、刑事司法関係機関や矯正施設と連携し、それぞれの取り組み等を知る機会をつくるなど、啓発活動を行います。	福祉政策課
「社会を明るくする運動」の実施 ＜再犯防止＞	毎年7月に実施される「社会を明るくする運動」強調月間では、街頭啓発をはじめ、さまざまな機会を活用し、犯罪や非行から立ち直るために必要な支援に関して、地域住民の正しい理解を深め、協力を得られるように啓発活動を行います。	福祉政策課
成年後見制度の理解 促進 ＜成年後見＞	成年後見制度について、成年後見支援センターによる講座、講演会、出前講座の実施などの啓発活動により、理解を広めます。	福祉政策課
障害者理解啓発事業	障害者の権利擁護やコミュニケーション手段の利用促進に向けて、研修や出前講座を実施するほか、パンフレットの配布等により広く啓発します。また、職員、保育園や学校等の関係機関並びに各事業所を対象に、障害の特性や合理的配慮、窓口での対応方法等の理解を深めるための研修を行います。	障害福祉課
福祉サービスやボランティア活動の情報発信	社会福祉協議会の活動をはじめ、地域の福祉情報やボランティア情報、そして各種イベントの案内などを掲載した「とよはし社協だより」や「ぼらんていあ通信」を配付することで、広く情報発信を行います。また、ホームページでの情報発信に加えて、LINEやインスタグラムなどのSNSを活用し、幅広い世代に向けて発信します。	社会福祉協議会
児童虐待防止のための 広報・啓発事業	児童虐待防止のシンボルマークであるオレンジリボン等を用いて、イベントへの参加などによる啓発活動のほか、講演会や研修等を開催します。また、11月を「児童虐待防止月間」と位置づけ、児童虐待防止のためのさまざまな広報・啓発活動を集中的に行います。	こども若者支援センター

事業名または 取り組み名	事業概要	担当課
ユニバーサルデザイン 推進事業	誰もが暮らしやすいまちづくりを進めるため、出前講座を開催するほか、小中学校への教材の貸出を実施することで、ユニバーサルデザインの啓発に努めます。	政策企画課
地域人権啓発活動 事業	人権擁護委員による、こどもから大人まで多様な世代を対象とした人権啓発活動を積極的に展開することで、すべての市民に対して互いの人権を尊重することの重要性を啓発します。	市民協働推進課
DV予防啓発事業	DV啓発チラシの配布や高校生向けの出前講座を開催することで、DVの理解促進を図るとともに、相談窓口の周知や地域社会全体でDVを許さない環境づくりを行います。	市民協働推進課
薬物依存に関する 広報・啓発	薬物乱用の危険性・有害性について広く周知する普及啓発活動により、薬物乱用の未然防止を図るとともに、正しい理解を広めます。	保健医療企画課

## 用語説明

### ◎更生保護とは

犯罪をした者や非行のある少年が社会の中で健全に更生できるよう支援し、再犯の予防を図るための活動。社会の中で立ち直りを助けるためには、地域住民から更生保護に対する理解と協力を得ることが必要不可欠であり、犯罪や非行のない誰もが暮らしやすい社会づくりを目指すことにつながる。

### ◎福祉協力校とは

豊橋市社会福祉協議会が、社会福祉に関する実践学習の機会を提供し、社会福祉への理解と関心を高めることを目的として事業を行う市内の小中学校及び高等学校を福祉協力校として委嘱。委嘱期間は原則3年間。

### ◎福祉研究校とは

社会福祉協力校の委嘱を終了した学校で、終了後も協力校として事業の継続を希望し、豊橋市社会福祉協議会が委嘱することにより効果が期待できる学校のこと。委嘱期間は原則2年間。

### ◎人にやさしいまちづくりとは

お年寄り、障害のある方、けがや病気のある方、妊産婦や乳幼児連れの方等、誰もが安心して暮らし、気軽に出かけられるまちをつくること。

### ◎社会を明るくする運動とは

犯罪や非行の防止と犯罪や非行をした人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全で安心な明るい地域社会を築くための全国的な運動のこと。

#### 【主な活動内容】

- ・街頭イベント等における啓発活動
- ・小中学生を対象とした「社会を明るくする運動」作文コンテストの実施
- ・広報とよはしやホームページなどさまざまな媒体による広報

### ◎成年後見制度とは

認知症、知的障害、精神障害などのため判断能力が十分でない方に対し、財産管理や身上保護等により支援するための制度。本人の判断能力に応じて、「後見」「保佐」「補助」の3類型から成り、家庭裁判所が成年後見人等を選任する。

※詳しくは、85ページの用語説明をご覧ください。

### ◎ユニバーサルデザインとは

年齢、性別、身体的特徴、言語等の違いに関係なく、はじめからすべての人にとって利用しやすいまちづくり、ものづくり、環境づくりを行っていきこうという考え方。

## 基本目標1 人づくり～お互いに理解し合える意識の醸成～

### 基本方針(2)地域福祉活動を推進するための担い手づくり

#### 取り組みのポイント

地域福祉の推進には、地域住民等が課題解決に向け、ともに助け合い、支え合う地域福祉活動も大切です。その地域福祉活動を進めるためには、行政だけでなく、多くの方々の協力や参加が欠かせません。特に、ボランティアなど地域福祉活動を支える担い手の力は重要です。

#### <主な取り組み>

##### ①情報発信と積極的な参加促進

地域福祉活動への参加を希望する人が必要な情報を簡単に得られるよう、活動内容を分かりやすく整理するとともに、積極的に情報を発信します。また、ボランティアに関する相談窓口を設置し、イベントを開催するなど参加しやすい環境の整備に努めます。

事業名または 取り組み名	事業概要	担当課
アクティブシニア活動 促進事業	アクティブシニア(元気高齢者)を増やすため、幅広い層の高齢者向け情報誌「アクティ」を発行し、年齢を重ねても自らの持つ能力や経験を生かした活動を紹介することで、高齢者の社会参加を促します。	長寿介護課
ボランティアセンター の運営	ボランティア活動の拠点施設である「ボランティアセンター」の機能充実を進め、市民にボランティア活動への参加を促すとともに、活動を継続しやすいような環境整備やボランティア関連情報の相談支援体制を整えます。	社会福祉協議会
市民活動推進イベント の実施	豊橋市民センター及び松葉公園にて、市民活動団体の見本市として、活動の紹介・体験ブースを設置するなど、多くの市民や団体が交流できるイベントを開催することで、地域活動への参加を促します。	市民協働推進課

## ②担い手の発掘と養成

地域福祉活動を支える担い手不足を解消するため、多様な人々が参加するきっかけとなるような各種養成講座等を実施することで、さまざまな地域福祉活動に貢献できる人材を育成します。それにより、地域福祉活動の幅を広げ、地域全体の活力を高めていきます。

事業名または 取り組み名	事業概要	担当課
更生保護の担い手確保に向けた取り組み ＜再犯防止＞	出前講座による保護司の役割や活動についての周知や広報紙の発行のほか、更生保護女性会の活動を分かりやすく発信するなど、担い手確保に向けた取り組みを積極的に実施します。	福祉政策課
市民後見人の養成と活動支援 ＜成年後見＞	専門職や親族等ではない市民の立場から、地域において広く権利擁護支援の担い手として活躍する人材である市民後見人の養成を行います。また、養成講座修了者の活躍の場づくりなど活動支援を行います。	福祉政策課
ほの国体操リーダー養成講座	豊橋市オリジナルの「ほの国体操」を指導するボランティアを養成することで、介護予防活動を推進し、高齢者の心身機能の維持向上を図ります。	長寿介護課
認知症サポーター養成講座・ステップアップ講座	認知症に関する正しい知識、対応方法を学んだ認知症サポーターを養成するため、地域や企業、学校などでキャラバンメイト(講師)による認知症の正しい知識の普及と支援者の養成を行います。ステップアップ講座では、地域で活動できる人材(チームオレンジメンバー)の養成を行います。	長寿介護課
生活・介護支援サポーター養成事業 ＜重層支援＞	地域の高齢者の個別の生活ニーズに応える仕組みを安定的・継続的に構築するため、高齢者宅へ訪問する傾聴ボランティアや住民参加サービスの担い手の養成を行います。	長寿介護課
民生委員活動事業	地域住民の身近な相談役であり、支援を必要とする市民と行政や関係機関をつなぐパイプ役である民生委員児童委員の活動を支援することで地域福祉の推進を図ります。	生活福祉課
ボランティア養成講座	福祉ボランティア養成を目的とした各種講座を開催し、福祉のまちづくりのための人材の育成をするとともに、ボランティアグループの支援を行います。	社会福祉協議会

事業名または 取り組み名	事業概要	担当課
ファミリー・サポート・ センター運営事業	仕事と育児の両立を支援するため、子育ての援助を必要とする人と、援助を行いたい人のマッチング支援を行う会員組織を運営します。	子育て支援課
子育てサポーター養成講座	各地域で開催されるこここサークルの子育て支援ボランティアである子育てサポーターのスキルアップやモチベーション維持のため各種養成講座を実施します。	こども未来館
災害ボランティア コーディネーター養成講座	大規模災害時に、市と社会福祉協議会が共同で開設する災害ボランティアセンターにて、支援を必要としている被災者ニーズを把握して、全国から駆け付けたボランティアを適材適所に派遣する「災害ボランティアコーディネーター」を養成します。	市民協働推進課 社会福祉協議会
校区市民館地域講座 の開催	校区市民館運営委員会による地域住民向け講座を開催し、コミュニティ活動や地域の学びの場のさらなる拡充を図ります。	市民協働推進課
障害者アートのための 研究・ワークショップ の開催	障害者の文化芸術活動を支援する人材を育成するため、障害に応じたサポート方法を学ぶ講習やワークショップを開催します。	文化課
読み聞かせボランティア 育成講座	絵本の読み聞かせや紙芝居・手遊び等を通して本と人をつなぐ活動を行うボランティアを育成するとともに、ボランティアグループの支援を行います。	図書館

## 用語説明

### ◎アクティブシニアとは

主体的、積極的に生きがいを持って活発に活動する50代半ば以降のシニア層。

### ◎ボランティアセンターとは

市民参加によるボランティア活動を通して福祉のまちづくりを進めるため、総合福祉センター(あいトピア)内に設置し、ボランティアについての相談や情報提供、活動室・機材の貸出、ボランティアネットワーク事業の推進、ボランティアの養成・研究事業を進めている。

### ◎保護司とは

法務大臣から委嘱を受けた非常勤特別職の国家公務員。保護観察官と協働した保護観察、住居や就職先などの生活環境の調整や相談に取り組む。

### ◎更生保護女性会とは

犯罪や非行のない明るい地域社会の実現に寄与することを目的として、地域の犯罪予防活動と犯罪をした者や非行のある少年の更生支援活動を行う女性ボランティア団体。更生保護活動、非行防止活動、子育て支援活動を3つの柱として、多様な活動を展開。

### ◎市民後見人とは

弁護士や司法書士などの資格を持たない、親族以外の一般市民による成年後見人等。主な業務は、認知症や知的障害等で判断能力が不十分である人の金銭管理、福祉サービスの利用の支援等を実施。

市町村等の研修を終了し、必要な知識・技術、社会規範、倫理性を身につけ、登録後、家庭裁判所からの選任を受け、成年後見人等としての活動を開始する。

### ◎認知症サポーターとは

認知症に対する正しい知識とその具体的な対応方法等を理解して、認知症の方やその家族を見守り、自分のできる範囲で支援を行う人のこと。

### ◎民生委員児童委員とは

民生委員は、民生委員法によって設置が定められており、児童委員は児童福祉法により民生委員が兼ねることになっている。また、こどもや子育てに関する支援を専門に担当する主任児童委員もいる。社会福祉の推進のため、地域住民の立場から生活や福祉全般に関する相談・援助活動のほか、妊娠中の心配ごとや子育ての不安に関するさまざまな相談・支援活動を行う。

## 基本目標2 地域づくり～つながり、つながる場の整備～

### 基本方針(1)顔がつながる居場所や交流場所づくり

#### 取り組みのポイント

地域で誰もが自分らしく暮らしていくためには、「居場所」や「役割」、そして人と人との「つながり」が欠かせません。こうしたつながりがあることで、地域住民同士が困りごとや課題を早期に発見し、問題が深刻化する前に解決できる可能性が広がります。また、日々の何気ない人とのつながりが課題解決のきっかけとなることもあり、地域の活性化や住民の心理的な充足感を向上させる上で、とても重要です。

#### <主な取り組み>

##### ①つながりを生む場の提供

住民同士がつながり、自然に支え合える関係を築けるよう、顔と顔が見える関係づくりを目指し、誰もが気軽に立ち寄り、人と触れ合い、つながることができる地域の居場所や交流の場を提供します。

事業名または 取り組み名	事業概要	担当課
運動自主グループ 活動支援	高齢者が健康づくりや介護予防に取り組むことができる場を創出し、継続できるように、運動自主グループ等の立ち上げや活動の支援を行います。	長寿介護課
地域活動支援事業 <重層支援>	地域活動支援センターにおいて、障害者の創作的活動、生産活動及び社会との交流等の機会を提供することにより、障害者の自立した日常生活及び社会生活を営む支援を行います。	障害福祉課
こどもの居場所づくり	地域全体でこどもを見守り、安心して過ごせるこどもの居場所を普及・定着させるため、こども食堂や学習支援教室等の運営主体に対し、活動経費への補助や情報提供等の支援を行います。	子育て支援課
地域子育て支援拠点 事業 <重層支援>	地域における子育て支援機能の充実を図るため、乳幼児とその保護者に対し、遊びや交流、相談、情報交換ができる場を提供します。	こども未来館 保育課

事業名または 取り組み名	事業概要	担当課
乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん訪問事業[民生委員児童委員])	赤ちゃんが生まれた家庭を地域の民生委員児童委員と主任児童委員が訪問し、その存在を知ってもらうとともに、子育ての悩みを抱える保護者を適切な行政の支援につなげます。	こども若者支援センター
乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん訪問事業[看護師等])	赤ちゃんが生まれた家庭を看護師等が訪問し、母子の健康状態の確認とともに、子育ての相談に応じて必要な助言や情報提供を行い、適切なサービスに結びつけます。	こども保健課
福祉関連施設向けワークショップ事業	特別支援学校・学級、福祉関連施設へ、ダンスや音楽等のワークショップ等を実施することで、障害等にかかわらず、創造力や協調性、コミュニケーション能力を育む機会を提供するとともに、文化芸術活動への参画の機会と鑑賞機会を提供します。	文化課
放課後子ども教室	地域の方々の参画を得て、こどもたちに学習やさまざまな体験・交流活動の機会を提供し、地域の教育力向上やこどもが安心して暮らせる環境づくりを推進します。	地域教育推進室
放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学生児童(放課後児童)に対し、授業の終了後に適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図ります。	地域教育推進室
トヨッキースクール推進事業	すべての就学児童へ学校の授業では体験できないような多様な体験活動を提供することにより、人間形成を図るきっかけをつくとともに、地域住民が講師を務めることで、地域の大人が地域のこどもを育てる風土を醸成しながら、「顔と顔が見える」関係づくりを促進し、健全なまちづくりにつなげます。	地域教育推進室
「のびるndeスクール」・「Doのびるndeスクール」	平日の放課後や土曜日において多様な体験活動を提供することにより、こどもたちの健全育成と社会性の向上を目指します。また、新たな自分の力に気づき、幅広い選択肢がもてることもねらいとしています。	地域教育推進室
コミュニティ・スクール	「学校運営協議会」を設置した学校で、「地域とともにある学校」を目指して、学校・家庭・地域が連携・協働することで、こども達の豊かな学びと成長を支え、持続可能な社会の担い手の育成を図ります。	地域教育推進室

## ②場を生かした支え合いの推進

住民同士が築いた、顔と顔が見える関係を基盤として、地域の居場所や交流の場を活用して、住民主体の支え合い活動を地域全体に広げていきます。

事業名または 取り組み名	事業概要	担当課
更生保護における地 域での見守り活動  <再犯防止>	犯罪をした者等の社会の中での立ち直りを支えるため、保護司による面接場所を確保する等、関係機関が連携し、継続した見守り活動を実施できるよう支援していきます。	福祉政策課
お互いさまのまちづく り  <重層支援>	地域住民が主体となった互助の取り組みである「支え合い活動」の普及拡大を図るため、「お互いさまのまちづくり協議会」の運営及び生活支援コーディネーターの配置等により、「支え合い活動」団体数の増加を目指します。	長寿介護課
一声運動・友愛訪問の 実施	高齢者の孤立化を防ぐとともに地域福祉の向上を図るため、老人クラブ会員による高齢者世帯への訪問や声かけ運動等、高齢者同士の助け合い活動を支援します。	長寿介護課
学習・生活支援事業	ひとり親家庭や生活困窮世帯等の小学4年生から高校3年生を対象に大学生スタッフによる無料の「学習教室ステップ」を開催し、こどもの居場所づくりや学習支援を行います。また、元教員による学習支援コーディネーターを配置し、対象児童の保護者からの相談業務など、生活支援も行います。	生活福祉課 子育て支援課

## 用語説明

### ◎放課後児童クラブとは

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学生を対象に、授業終了後(放課後)に適切な遊びや生活の場を提供し、その健全な育成を図るもの。

### ◎こども食堂とは

地域住民などが主体となって無料または低料金でこどもや保護者たちに食事を提供するコミュニティの場。

### ◎コミュニティ・スクールとは

保護者代表や地域住民等から構成される学校運営協議会を学校に設置し、学校と地域が力を合わせて学校運営に取り組む仕組み。

### ◎お互いさまのまちづくりとは

高齢者が気軽に集うことができる「まちの居場所」の運営や、買い物や草取り等の日常生活を支援する「助け合い活動」等の互助の取り組み(支え合い活動)を通じて、地域住民一人ひとりができることを持ち寄る地域づくりのこと。

## 基本目標2 地域づくり～つながり、つながる場の整備～

### 基本方針(2)活躍したい人が活躍できる場所づくり

#### 取り組みのポイント

地域福祉活動は、地域のつながりを深め、住民同士がともに支え合う地域づくりに欠かせません。地域で活躍したい人が活躍できる環境を整えるため、地域の課題解決や住民ニーズに対応した取り組みを進める団体及び個人の活動に対して支援を行うことや、住民が集まり交流しながら活動できる拠点を提供することが重要です。

#### <主な取り組み>

##### ① 地域福祉活動への支援

地域の中で多様な団体や個人によって行われる福祉活動に対して、円滑に活動できる環境を整えるための支援を行います。また、住民が身近な地域での福祉活動に参加するきっかけをつくる場となるよう支援することで、支え合い、助け合いといった地域の絆を育み、地域全体の福祉の向上を目指します。

事業名または 取り組み名	事業概要	担当課
共生の地域づくり 事業 ＜重層支援＞	地域における住民のニーズ、生活課題、それらに対応する社会資源や地域活動の状況などについて把握を行い、情報の整理、発信に取り組むことで、住民がより身近で地域活動に参加できるように支援します。また、地域のさまざまな人が気軽に関わり、安心して過ごすことができる居場所づくりを進めます。	福祉政策課
更生保護活動支援 事業 ＜再犯防止＞	保護司会、更生保護女性会や、豊橋市にある更生保護施設「智光寮」を運営する東三更生保護会に対し、情報共有や活動支援を継続して行うことにより、地域の再犯防止推進活動を推進します。	福祉政策課
成年後見人等からの 相談対応 ＜成年後見＞	成年後見支援センターにて、親族後見人からの相談に対する助言や、専門職後見人からの受任引継ぎなどの相談に対応することで、後見人活動が適切に行われるよう支援します。	福祉政策課
チームオレンジ事業	認知症の人ができる限り住み慣れた環境で自分らしく暮らし続けることができるよう、認知症の人やその家族の支援ニーズと認知症サポーターを中心とした支援をつなぐ仕組みを整備し、「共生」の地域づくりを推進します。	長寿介護課

事業名または 取り組み名	事業概要	担当課
市民活動プラザにおける市民活動団体への支援	市民センター「カリオンビル」内にある市民活動プラザでは、市民活動を支援する拠点として、団体情報の収集や発信、ボランティア活動の相談対応、交流サロンや印刷室等の活動場所の提供を行います。	市民協働推進課

## ②地域福祉活動拠点の提供

地域福祉活動を活性化し、福祉活動の輪を広げることを目指して、団体や個人が交流しながら主体的に活動できる拠点を提供します。この拠点により、団体や個人が地域社会に貢献する場を広げ、地域全体で多様な活動を促進していきます。

事業名または 取り組み名	事業概要	担当課
福祉センター管理運営事業	地域の福祉活動の拠点として、地域住民の福祉ニーズに応じて、高齢者や障害のある方、子育て世帯の方等へ福祉サービスの提供、ボランティアの養成及び活動の場の提供、福祉に関する情報の提供を行います。	福祉政策課
老人福祉センター等管理運営事業	老人福祉センターで高齢者の健康の増進・教養の向上・レクリエーションの場を高齢者に提供したり、高齢者活動センターで就業活動を行うための場を提供します。	長寿介護課
障害者福祉会館(さくらピア)管理運営事業	心身に障害のある方やその家族が、レクリエーションやスポーツ・文化教室等を楽しみながら、健康保持や気分転換、コミュニケーション、機能回復などを図る場を提供します。	障害福祉課
校区市民館管理運営事業	地域の課題解決など持続可能なまちづくり活動を促進するため、地域コミュニティや市民活動団体が安全・安心に利用できる拠点の環境整備を行います。	市民協働推進課

### 用語説明

#### ◎チームオレンジとは

認知症と思われる初期の段階から、心理面・生活面の支援として、市町村がコーディネーターを配置し、地域において把握した認知症の方の悩みや家族の身近な生活支援ニーズ等と認知症サポーター(ボランティア)を中心とした支援者をつなぐ仕組み。

## 基本目標2 地域づくり～つながり、つながる場の整備～

### 基本方針(3)安全・安心に暮らせる環境づくり

#### 取り組みのポイント

地域住民が互いに助け合いながら、属性を問わないつながりや支え合いを強めることは豊かな地域社会の基盤となります。地域で災害や犯罪、権利侵害などへの不安を感じることなく、すべての人がその人らしく、安全・安心に暮らすことのできる環境を整えることは非常に重要です。

#### <主な取り組み>

##### ①非常時や災害時でも安心できる取り組み

日頃から生活に不安を抱える人などの見守り活動や、地域全体の防災意識を高めるために避難訓練や災害への備えを推進するとともに、非常時や災害時には地域住民同士が助け合えるよう支援に取り組みます。

事業名または 取り組み名	事業概要	担当課
とよはし高齢者等 おかえり安心ネット ワーク事業	あらかじめ行方不明となる恐れがある高齢者等の本人、家族、親族等からの申し出により登録を行い、その高齢者等が行方不明となった場合に、協力者に対して情報を送信し、早期発見につなげるネットワークの運営に取り組みます。また、ライフライン事業者をはじめとした地域の事業者が、通常業務を行う中で高齢者等の異変に気付いた場合に市へ連絡をし、速やかに安否確認を行います。	長寿介護課
緊急通報装置設置 事業	心身に不安のある高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、緊急通報システムを整備し、緊急時に迅速な対応が可能な体制を構築します。	長寿介護課
見守りボランティア 事業	民生委員や自治会、近隣住民などの協力のもと、ひとり暮らし高齢者などの見守りネットワークづくりを進めます。この取り組みを、日常的な安心の確保だけでなく、災害時における要支援者の安全確保にもつなげていきます。	社会福祉協議会

<特に災害時の対応に焦点をあてたもの>

事業名または 取り組み名	事業概要	担当課
避難行動要支援者支援事業	出前講座の実施など、避難行動要支援者台帳の登録について周知を図るとともに、地域の民生委員や自主防災組織、近隣協力員による台帳活用を促進することで、地域の中で日頃の見守りや災害発生時の支援に役立てます。	福祉政策課
福祉避難所に関する事業	公共施設や社会福祉施設を福祉避難所として事前に指定し、災害が発生した際、必要に応じて開設することで、一般の避難所での生活が困難な要配慮者が安心して避難生活が送れるように配慮します。災害時使用する資機材の確保や、平時における災害時を想定した訓練を実施し、防災力の強化を図ります。	福祉政策課
自主防災組織育成事業	地域住民による平時からの主体的な防災に関する取り組みにより、災害の被害を予防し軽減するため、自主防災組織の育成を行います。	防災危機管理課
とよはし防災リーダー養成講座	平時から、地域住民が主体的に防災活動に取り組み、助け合い活動ができるよう、災害に関する知識や防災活動の技術の習得に関する講座を開催し、自主防災組織の中心となる「とよはし防災リーダー」を養成します。	防災危機管理課

## ② その人らしく暮らすための取り組み

誰もが自分らしく、尊厳を持って住み慣れた地域で暮らせるように、多様な背景を持つ人々を理解した支援を行い、ともに支え合える取り組みを進めます。

事業名または 取り組み名	事業概要	担当課
成年後見制度等に関する相談対応 ＜成年後見＞	成年後見支援センターにて、市民や福祉・医療関係者から、成年後見等に関する相談を受け付け、制度利用や課題解決の支援を行います。	福祉政策課
成年後見制度における適切な申立ての調整(受任調整) ＜成年後見＞	適切な後見人等の選任のため、市長申立て案件等、後見人等候補者の選定が必要なケースについて成年後見支援センターが受任調整会議を開催します。	福祉政策課
成年後見制度市長申立ての実施 ＜成年後見＞	認知症や知的障害、精神障害などにより判断能力が不十分な方で、身寄りのない、または身寄りに頼れない方に対し、成年後見制度を利用することができるよう市長申立てを実施します。	長寿介護課 障害福祉課
成年後見制度利用支援事業 ＜成年後見＞	認知症や知的障害・精神障害などにより判断能力が不十分な方のうち、成年後見制度の利用にかかる費用負担が困難な方に対して、必要な費用を助成します。	長寿介護課 障害福祉課
日常生活自立支援事業 ＜成年後見＞	判断能力が不十分なために日常生活を営むことに支障のある高齢者・障害者に対して、生活費等の金銭管理や福祉サービスの利用支援を行い、権利擁護や自立した生活の維持に努めます。	社会福祉協議会
意思決定支援の推進 ＜成年後見＞	相談支援の各窓口や支援実施の際などにおいて、利用者の意思決定プロセスへ効果的に関与する意思決定支援の取り組みを推進します。	社会福祉協議会
高齢者虐待防止事業	高齢者虐待に関する相談や通報する窓口を設置し、高齢者虐待防止に係るネットワーク構築、啓発活動、研修を実施することで、高齢者の尊厳を保持し、住み慣れた地域で安心して生活できる体制を確保します。	長寿介護課
障害者虐待防止事業	障害者虐待に関する相談や通報に対応する窓口を設置し、障害者の安全確保や事実確認等を行う体制を整備します。また、障害福祉サービス事業者等に対して権利擁護に関する研修を実施することで、支援力の向上を図ります。	障害福祉課

事業名または 取り組み名	事業概要	担当課
こどもの権利条例 制定に向けた検討	家庭、地域、社会において、すべてのこどもの権利が尊重され、保証されるよう、「こどもの権利条例」の制定に向けて検討します。	子育て支援課
メンタルヘルス相談 事業	ブラジル人を対象に、メンタルヘルス相談を実施し、適切なケアを受けられるようポルトガル語カウンセラーによる継続した支援を行います。	多文化共生・国際課
シニアスポーツの振興 <重層支援>	高齢者の健康づくりと生きがいづくりを促進するため、ゲートボール、グラウンド・ゴルフ、パタンクのスポーツ大会を開催するとともに、競技指導や審判の育成などを行い、競技の普及を図ります。	長寿介護課
老人クラブ委託事業 <重層支援>	高齢者のいきがいづくりを目的として、奉仕活動(公園の清掃)や趣味の教室や大会の開催等を実施します。	長寿介護課
鑑賞サポート付き上演 の実施	あらゆる人々が等しく文化芸術の鑑賞・創造・活動への参画ができるよう、視覚障害者向け事前舞台説明会や、多言語話者向け字幕タブレットの貸出等の鑑賞サポート付きの上演を実施することで、誰もが文化芸術に親しめる機会を創出します。	文化課
舞台手話通訳付き 作品の創造発信	聴覚障害にかかわらず、誰もが文化芸術鑑賞を楽しめるよう、市民参加の舞台手話通訳付き公演等を実施します。	文化課

### ③ 住みよい地域の構築

さまざまな生活上での障壁を取り除き、誰もが安心して暮らせる地域を実現するために、施設や道路等のバリアフリー化を進めるとともに、生活環境を向上させるための制度やサービスを充実させます。

事業名または 取り組み名	事業概要	担当課
赤ちゃんの駅	乳幼児連れで安心して外出できるように、授乳やおむつ替えができる施設を「赤ちゃんの駅」として登録・公表します。	子育て支援課
子育て応援駐車場整備促進事業	乳幼児連れの方が安心して利用できる駐車スペースを「子育て応援駐車場」として整備する民間事業者に対し、整備費用の一部を助成します。	子育て支援課
文化施設環境整備事業	文化施設への多目的トイレ設置等バリアフリーに配慮した環境整備に努めます。	文化課
一般廃棄物対策事業 (いわゆる「ごみ屋敷」対策)	不良な生活環境(物の堆積、雑草・樹木の繁茂)の相談があった場合に現地の確認や調査を行い、原因者に対する支援等により原因の解消を図ります。	廃棄物対策課
ふれあい収集	65歳以上の高齢者や障害者のうち、一人暮らしまたは高齢者や障害者のみで構成される世帯でごみ出しが困難な世帯を対象に戸別収集を実施します。	収集業務課
人にやさしい道づくり事業	誰でも安全に地域の歩道を利用することができるよう歩道の段差や街路樹による根上がりの解消のための工事を行い、安全で快適な歩行空間を確保します。	道路維持課
「地域生活」バス・タクシー運行事業 (コミュニティバス)	従来の乗合型公共交通サービスの運行が難しい地域において、「地域生活」バス・タクシーの運行により、鉄道駅などの交通結節点や買い物、通院、通勤、通学などの移動をサポートします。	都市交通課
駅・停留場などのバリアフリー化	高齢者、障害者等が安心して公共交通を利用できるようにするため、駅、停留場、車両等のバリアフリー化を促進します。	都市交通課
街区公園等整備事業	新たに整備する公園については、ユニバーサルデザインを採用する等、誰もが使いやすい公園の整備に努めます。	公園緑地課

## 用語説明

### ◎避難行動要支援者とは

地震などの災害が発生した際に自ら避難することが困難で、地域での支援が必要な方。

### ◎自主防災組織とは

「自分たちのまちは自分たちで守る」の精神に基づき、地域住民が自発的に防災活動に取り組むための組織。

### ◎福祉避難所とは

高齢者や障害のある方など、避難生活において特別な配慮を必要とする方のために開設される避難所。

### ◎意思決定支援とは

障害や認知症により、一人で物事をうまく決められない方とともに歩み、考え、本人の意思を尊重し、その人らしい暮らしを一緒に作っていくこと。

### ◎赤ちゃんの駅とは

乳幼児を連れた保護者が無料でおむつ替えや授乳のできる施設・店舗の愛称。

### ◎ふれあい収集とは

家庭ごみをステーションへ自ら持ち出すことが困難な世帯を対象として、玄関先等で戸別収集する制度。受けることができるのは、原則として65歳以上または体が不自由な方の一人世帯で、ごみの持ち出しに周りの協力が得られない世帯。

## 基本目標3 仕組みづくり～包括的な支援体制の整備・強化～

### 基本方針(1)属性・世代を問わずすべての人を受け入れる仕組みづくり

#### 取り組みのポイント

地域福祉を充実させるためには、住民同士の支え合いが欠かせません。しかし、地域の困りごとや課題を見つけたとしても、それを解決につなげる仕組みがなければ課題は解決しません。「属性や世代を問わず、受け入れられるサービスの充実と、その質の向上」と「市民が適切なサービスを選択できる情報提供体制を整える」ことが、一人ひとりが「その人らしく」暮らしていくには重要になります。

#### <主な取り組み>

##### ①福祉サービス等の充実と質の向上

属性や世代を問わず、すべての人を受け入れられる地域を目指すため、行政や関係機関が提供する福祉サービスや公的支援の充実を図ります。また、これらのサービスの質を向上させることで、地域住民が必要な支援を適切に受けられるようにします。

事業名または 取り組み名	事業概要	担当課
アウトリーチ等を通じた継続的支援事業 ＜重層支援＞	複雑化・複合化した課題を抱え、必要な支援が届いていない人等へ、本人に対して信頼関係構築のため、丁寧な働きかけを行い、適切な支援へとつなげていきます。	福祉政策課
参加支援事業 ＜重層支援＞	既存の各分野の社会参加に向けた支援では対応できないケースに対応するため、本人のニーズに添った地域の社会資源の活用を調整し、社会とのつながりづくりに向けた支援を行います。	福祉政策課
社会福祉施設等指導 監査事業	適正な運営と施設利用者の処遇向上を図るため、社会福祉法及び関係法令等に基づき、社会福祉法人やサービス事業所等の指導監査及び運営指導を行います。	福祉政策課
住居確保給付金事業	就労能力と意欲のある離職者等が就職活動を安心して行うことができるよう、住宅費を給付するとともに、受給者の就職活動を支援します。 家計改善のため、家賃の低廉な住宅へ転居することで、自立した生活を送ることができるように支援します。	生活福祉課

事業名または 取り組み名	事業概要	担当課
居住支援事業	住居を失った方に対して、一定期間宿泊施設の提供を行うとともに、経済的自立だけではなく、日常生活自立や社会生活自立を考慮したアセスメントを行い、社会とのつながりを結び直すための支援を行います。	生活福祉課
住まいの安定供給 【市営住宅】	住宅に困窮する低額所得者に対して市営住宅の適切な供給を図るとともに、高齢者、障害者などにとって安全・安心な居住環境整備を進めます。	住宅課
住まいの安定供給 【民間賃貸住宅】	住宅確保要配慮者が安心して安定的に住まいを確保できる民間賃貸住宅の市場環境を整備します。	住宅課
就労準備支援事業	就労に向けた準備が整っていない生活困窮者に対して、一般就労に向けた準備としての基礎能力の形成や日常生活習慣の改善などの支援を、計画的かつ一貫して実施します。	生活福祉課
地域包括支援センター 運営事業  <重層支援>	高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、地域包括支援センターを設置し、医療・福祉の専門職員が高齢者やその家族に支援や援助を包括的にを行います。	長寿介護課
高齢者移動支援事業	移動手段の確保が困難な高齢者を対象に、タクシー料金助成券や市電、渥美線、豊鉄バスなどで使える交通助成券等を交付し、高齢者の外出機会の維持と社会参加の支援、生活の質の向上を図ります。	長寿介護課
障害者社会参加促進 事業	障害者手帳所持者など、対象となる障害者にタクシー料金助成券や市電、渥美線、豊鉄バスなどで使える交通助成券等を交付し、外出による社会参加の機会を増やします。	障害福祉課
高齢者運転免許証 自主返納支援事業	運転免許証を自主返納した70歳以上の方を対象に、タクシー料金助成券や市電、渥美線、豊鉄バスなどで使える交通助成券等を交付することで、返納後の移動手段の選択を支援します。	安全生活課

事業名または 取り組み名	事業概要	担当課
とよはし総合相談支援センター運営事業 <重層支援>	障害者相談支援に関する業務を総合的に行い、地域の関係機関と連携した相談支援体制の強化を図ります。また、研修等により障害福祉サービス等事業所の人材育成を実施し支援力の向上を図ります。さらに、日常生活の中での困りごとや悩みについて、同じ障害のある人やその家族が、本人と寄り添いながら一緒に解決策を探るピアカウンセリングを行うことにより、障害者の地域での生活を支えます。	障害福祉課
障害児者相談支援事業	障害のある方やその家族が地域で安心して生活を送るため、地域に相談場所を設置し、日常生活や社会生活などのさまざまな相談に応じるほか、情報提供や権利擁護のための援助を行います。	障害福祉課
医療的ケア児(者)への支援	保育園や学校等への看護師の派遣のほか、看護師等による外出時の移動支援を行います。また、家族の介護負担を軽減するため、自宅への看護師の派遣を行います。	障害福祉課
移動支援事業	屋外での移動が困難な障害者等に対し、社会生活上必要不可欠な外出や余暇活動等の外出における移動支援を行うことで、地域における自立生活及び社会参加を促します。	障害福祉課
意思疎通支援事業	聴覚障害者等への手話通訳者や要約筆記者の派遣を行います。また、本庁内に手話通訳者を配置し、来庁された聴覚障害者による行政手続きや相談、問合せなどを支援します。	障害福祉課
母子父子自立支援員による相談	ひとり親家庭の生活の安定のため、自立相談員による自立に必要な情報提供及び指導や職業能力の向上及び求職活動に関する支援を行います。	子育て支援課
妊娠・出産・子育て総合相談窓口の設置 <重層支援>	安心して妊娠・出産・子育てができるよう、妊娠届出時から面接や電話等で妊娠・出産・子育てに関する切れ目ない相談支援を実施します。また、地域の子育て支援事業に関する情報提供も行います。	こども未来館 こども保健課

事業名または 取り組み名	事業概要	担当課
保育コンシェルジュの 配置  <重層支援>	保育課に専任の保育コンシェルジュを配置し、保育サービスを必要とする保護者の意向や状況に寄り添い、入園前から入園に至るまでの継続した支援や子育てサービスの活用支援を行います。	保育課
こども家庭センターの 運営  <重層支援>	母子保健機能及び児童福祉機能の一体的な運営を通じて、地域のすべての妊産婦、子育て世帯、こどもに対して、情報の提供や相談等への対応、支援が必要な妊産婦や子育て家庭へのサポートプランに基づく支援等を行います。	こども若者支援 センター こども保健課
活字等広報事業	「広報とよはし」を読むことができない視覚障害者や外国籍市民に、市政情報や生活情報を発信するため点字や声の広報を発行したり、多言語で電子配信します。	広報広聴課
DV相談・女性及び 男性等に対する相談 事業	DVや性別等に起因する悩みや不安を解消するため、相談業務を実施します。	市民協働推進課
再犯防止に向けた保 健医療・福祉サービ スの提供  <再犯防止>	犯罪歴の有無だけで他の対象者と区別せず、犯罪歴の有無等を重要な背景として把握した上で、高齢者や障害者、少年や若者、女性、発達上の課題を有する人など、対象者の経歴や性格などの特性に応じ、関係機関が連携して支援を行うことで必要なサービスの提供を進めます。	関係各課

## ②情報提供の体制整備

すべての人が必要な情報を簡単に入手し、気軽に相談でき、適切な支援につながるよう、分かりやすい情報提供や情報発信手段の充実に取り組みます。

事業名または 取り組み名	事業概要	担当課
市や関係機関等の相談窓口の周知 <b>&lt;再犯防止&gt;</b>	犯罪をした者等が、必要な支援を円滑に受けることができるよう、刑事司法関係機関や矯正施設と連携を強化し、各種相談窓口や支援制度についての情報を適切に提供します。	福祉政策課
成年後見制度の相談窓口の周知 <b>&lt;成年後見&gt;</b>	成年後見制度の総合相談窓口として総合福祉センター内に成年後見支援センターがあることを広報紙に掲載するなど、周知を図ることで、成年後見制度を必要とする人が、適切な支援を受けることができるようにします。	福祉政策課
子育て支援情報の発信	子育て支援情報ポータルサイト「育なび」や、ボランティアの「とよはしパパママレポーター」によるSNSの発信等を通じ、子育て家庭に分かりやすい情報提供を行います。	子育て支援課
外国人相談事業	外国人市民等を対象に、ポルトガル語、タガログ語など多言語で相談の実施や行政情報の提供を行います。主に行政手続きの支援や行政情報の提供を行う外国人相談窓口を市役所内に設置し、広く生活全般にわたる情報の提供や関係機関の案内、相談に対応する豊橋市外国人総合相談窓口(インフォピア)を豊橋市国際交流協会内に設置します。 それぞれの窓口において、多言語通訳タブレットを配置し、希少言語にも対応できるようにしています。	多文化共生・国際課

## 用語説明

### ◎アウトリーチとは

自ら支援を求めることが難しい人や支援につながることに拒否的な人に対し、積極的な訪問などにより、支援や情報を届けること。

### ◎住宅確保要配慮者とは

住宅の確保に特に配慮が必要な人々を指し、主に高齢者、障害者、低所得者、子育て世帯等が含まれる。

### ◎医療的ケア児(者)とは

医療的ケアとは、自宅で家族などが日常的に行う、医療的生活援助行為のこと。医療的ケア児(者)とは、心身の機能に障害があり、呼吸や栄養摂取、排泄などの際に、医療機器やケアを必要とする方たち。

### ◎母子保健機能とは

主に妊産婦及び乳幼児を対象に妊娠・出産・子育てに関する各種相談を行う機能。

### ◎児童福祉機能とは

福祉、保健・医療、教育等の関係機関と連携しながら、こども等に関する相談全般を行う機能。

## 基本目標3 仕組みづくり～包括的な支援体制の整備・強化～

### 基本方針(2)制度や分野の枠組みを越えてみんなで支える仕組みづくり

#### 取り組みのポイント

社会情勢の変化に伴い、複雑化・複合化した課題や困りごとが増加しています。これらの課題を地域で把握し、適切な相談窓口につなげるだけでなく、地域の資源を活用し、多くの関係機関が連携して支援する体制を構築するとともに、ネットワークを強化し包括的な支援を進めていくことが重要です。

#### <主な取り組み>

##### ①多機関の協働による支援

単独の支援機関では解決が困難な課題に対応するため、制度や分野の枠組みを越えた多機関の連携による支援を実施し、必要な支援が受けられる体制を整えます。

事業名または 取り組み名	事業概要	担当課
多機関協働事業 <重層支援>	複雑化・複合化した課題を抱えており、単独の支援機関では対応が難しいケースに対し、関係機関間での情報共有や役割分担等の調整役を福祉相談サポートセンターが担い、関係機関と連携した支援を行います。	福祉政策課
地域ケア会議	地域で課題を抱える高齢者の個別事例や小地域単位で抱える高齢者の課題などを検討するため、医療や介護などの専門職や地域住民で構成される地域ケア会議を地域包括支援センター単位で開催します。また、市内3カ所の基幹型地域包括支援センターにおいては、広域的な地域ケア会議を開催します。検討した課題については、地域ケア推進会議で共有、検討を行います。	長寿介護課
自立相談支援事業 <重層支援>	訪問支援(アウトリーチ)も含め早い段階から支援を行い、生活困窮者自立支援法で定める各事業へのつなぎや関係機関との連携を図って生活困窮者の早期自立を支援します。	生活福祉課
学校等と連携した 非行防止の取り組み <再犯防止>	小中学校や高等学校、保護司会や更生保護女性会、主任児童委員、警察署等の関係機関と連携し情報共有を図るため設置した「豊橋市少年愛護センター補導委員会」により、少年の健全育成及び非行防止を目的としたさまざまな活動を行います。	生涯学習課

## ②関係機関間のネットワークの強化

制度や分野の枠を越え、地域全体で支え合う仕組みを構築するため、複雑化・複合化する課題等に迅速かつ的確に対応できる体制を整えます。そのため、関係機関が日頃から円滑に協働できるよう連携ネットワークを強化します。

事業名または 取り組み名	事業概要	担当課
CSW（コミュニティソーシャルワーカー） 配置に向けた検討	地域においてさまざまな困りごとや支援が必要と思われる人々を多様なネットワークを通じて、早期発見・早期解決するための人材（CSW）の配置を検討します。また、制度の狭間や複雑化・複合化した案件についてCSWが各支援機関等と連携しながら、適切な支援につなげる体制の推進を検討していきます。	福祉政策課
更生保護における支援体制の確立 <b>&lt;再犯防止&gt;</b>	犯罪をした者等の立ち直りを地域全体で支えるために、刑事司法関係機関や保護観察所、民間協力者・団体が連携・協力するネットワーク型支援体制づくりに取り組みます。	福祉政策課
東三河ほいっぷネットワークの活用促進	医療と介護関係者間の情報共有を図るため、医療機関や介護事業所で利用者情報を共有する際に利用される「東三河ほいっぷネットワーク」のさらなる活用促進を図ります。	長寿介護課
障害者自立支援協議会の開催	地域の福祉や保健、医療、教育、就労等の関係機関によるネットワークの構築や相談支援体制の連携強化、地域課題の解決に向けた検討等を行います。	障害福祉課
児童虐待防止に関するネットワークの推進	児童虐待防止に関するネットワーク協議会を主体として、関係機関と連携強化を図り、要保護児童等を継続的に支援します。さらに、関係機関や関係者の資質向上を目指し、各種研修を実施します。またヤングケアラーの周知啓発、多機関協働による支援を行います。	こども若者支援センター
こども・若者支援	さまざまな背景を抱え、社会生活を営む上で困難を有するこども・若者に対して、支援機関同士がつながり、連携するネットワークを通じて支援を行います。	こども若者支援センター
犯罪被害者等への支援	犯罪被害者等の多岐にわたるニーズを踏まえ、市が担うさまざまな支援業務担当課等と連携・協力して支援を行います。	安全生活課

事業名または 取り組み名	事業概要	担当課
依存症を有する人等 への支援	アルコール・薬物・ギャンブル等の依存について、本人やその家族からの相談を受け、民間団体や医療機関と連携し、家族会や当事者会などへつなぎ、協働して支援を行います。	健康増進課
居住支援体制の整備	官民連携による居住支援協議会の設立や居住支援に係るさまざまな事業者のネットワークづくりにより、地域の居住支援体制を強化します。	住宅課

### 用語説明

#### ◎CSW(コミュニティソーシャルワーカー)とは

さまざまな困りごとや支援が必要と思われる人々を、多様なネットワークを通じて、早期発見・早期解決する。また、制度の狭間や複雑化・複合化した案件について各支援機関と連携しながら、適切な支援につなげる役割を果たす専門職。

#### ◎東三河ほいっぷネットワークとは

豊橋医師会、豊橋市歯科医師会、豊橋市薬剤師会、田原市医師会、豊橋市、豊橋市社会福祉協議会、地域包括支援センター、名古屋大学医学部附属病院先端医療臨床研究支援センターが参加した「東三河電子連絡帳協議会」が運用する、在宅医療・福祉統合型支援ネットワークシステム。

## 基本目標3 仕組みづくり～包括的な支援体制の整備・強化～

### 基本方針(3)多様な主体の相互連携や協働の仕組みづくり

#### 取り組みのポイント

多様化する住民の生活課題や複雑化・複合化する福祉ニーズに対応するためには、新たな主体との連携や協働を創っていくことも必要です。従来からの地域活動団体や行政に加えて、社会貢献活動に取り組む意欲のある企業や、「地域における公益的な取り組み」に努める社会福祉法人など、多様な主体の相互連携や協働の仕組みを築いていくことが重要となります。

#### <主な取り組み>

##### ① 民間の社会貢献活動との協働などの取り組み

地域の課題が多様化・複雑化する中で、幅広い視点からこれらに取り組むため、企業や民間団体をはじめ、さまざまな主体との連携・協働を強化していきます。

事業名または 取り組み名	事業概要	担当課
ゲートキーパー研修	心の健康に関する知識や専門機関へのつなぎ方等学ぶ「ゲートキーパー研修」を、地域住民や企業等に開催することで、地域全体で心の健康に対応できる力を育みます。	健康増進課
犯罪をした者等を雇用する企業などの開拓、社会的評価の向上 <b>&lt;再犯防止&gt;</b>	総合評価一般競争入札の評価項目の一つとして「企業の地域性や社会性等」を設け、協力雇用主登録がある場合に加点(優遇)することで、協力雇用主制度の普及を図ります。	契約検査課

##### ② 社会福祉法人による「地域における公益的な取り組み」の推進

社会福祉法人は、公益性と非営利性を備えた組織として、地域のニーズに応じた支援活動を実施することが求められています。また、社会福祉法人同士で情報共有や意見交換を行い、連携を深めることで、地域の課題解決に取り組めます。

事業名または 取り組み名	事業概要	担当課
社会福祉法人による公益的な取り組み	市内の社会福祉法人の公益的な取り組みに関する調査・情報収集を行い、また必要に応じて意見交換会を実施するなど、地域のニーズや活動における課題を把握した上で必要な取り組みを検討します。	社会福祉協議会

## 用語説明

### ◎ゲートキーパーとは

自殺の危険サインに気づき、声をかけ、傾聴し、適切な支援につなぎ、見守るという役割を担う人で、「いのちの門番」とも位置づけられる。

### ◎協力雇用主とは

犯罪・非行の前歴のために定職に就くことが容易でない保護観察対象者や更生緊急保護対象者を、その事情を理解した上で雇用し、改善更生に協力する民間の事業主。

## **第6章 重層的支援体制整備事業実施計画**

### **1 重層的支援体制整備事業の実施概要**

地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制の整備のための一つ的手段として、既存の介護・障害・こども・生活困窮の枠組みを生かしつつ、地域住民やその世帯の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する重層的支援体制整備事業が創設されています。また、重層的支援体制整備事業を適切かつ効果的に実施するため、社会福祉法で重層的支援体制整備事業実施計画の策定が努力義務化されています。

### **2 重層的支援体制整備事業の取り組み**

本市は、重層的支援体制整備事業の実施主体として、市全体の支援機関・地域の関係者が断らず、受け止め、つながり続ける支援体制を構築することを目指し、福祉政策課を中心として令和6(2024)年度から(1)包括的相談支援事業、(2)多機関協働事業、(3)アウトリーチ等を通じた継続的支援事業、(4)参加支援事業、(5)地域づくり事業を実施しています。

#### **(1)包括的相談支援事業(基本型)**

介護・障害・こども・生活困窮などの既存の各分野の相談支援機関において、相談者の属性や世代にかかわらず、包括的に相談を受け止め、課題の解きほぐしや整理を行います。受け止めた相談は、必要に応じて適切な支援機関へつなぎ、複雑化・複合化した課題については多機関協働事業につなぐなど、関係機関と連携を図りながら支援を行います。

(令和7年4月1日現在)

事業	相談支援機関	対象分野	設置数	運営形態	所管課	関連する取り組み【ページ番号】
地域包括支援センター運営	地域包括支援センター	介護	18カ所	委託	長寿介護課	3(1)① 【64ページ】
相談支援事業	とよはし総合相談支援センター等	障害	7カ所	委託	障害福祉課	3(1)① 【65ページ】
利用者支援事業	妊娠・出産・子育て総合相談窓口	こども・子育て	2カ所	直営	こども未来館 こども保健課	3(1)① 【65ページ】
	保育コンシェルジュ		1カ所	直営	保育課	3(1)① 【66ページ】
	こども家庭センター		1カ所	直営	こども若者支援センター こども保健課	3(1)① 【66ページ】
自立相談支援事業	生活福祉課	生活困窮	1カ所	直営委託	生活福祉課	3(2)① 【69ページ】

## (2)多機関協働事業

単独の支援機関では対応が難しい複雑化・複合化したケースについて、関係する支援機関を集めて、重層的支援会議を実施し、各支援機関の役割分担、支援の方向性の整理などの調整役を担います。

また、支援プランを作成し、関係者間の連携を円滑に進め、支援機関のサポートを行うなど、重層的支援体制整備事業の中核を担う事業となります。

多機関協働事業は一部を委託事業とする場合においても、市が主体的に担う業務として、事業の枠組みや運用など適切に確保して実施するとともに、質の向上が図れるよう、評価・分析・見直しを行っていきます。

(令和7年4月1日現在)

相談支援機関	設置数	運営形態	所管課	関連する取り組み【ページ番号】
福祉相談サポートセンター	1カ所	委託	福祉政策課	3(2)① 【69ページ】

### (3)アウトリーチ等を通じた継続的支援事業

複数の分野にまたがる複雑化・複合化した課題を抱え、必要な支援が届いていない人や支援につながることを拒否している人へ必要な支援を届けます。本人との信頼関係やつながりを構築し、継続的な関わりを持つため、本人に対して時間をかけた丁寧な働きかけを行います。本人との信頼関係構築に向けた支援を重視し、関係性が構築できたら本人のニーズを聞き取り、適切な支援へとつなげていきます。

また、関係機関間のネットワークや地域住民とのつながりの中から支援が必要な人に関する情報を得ることで、潜在的な相談者を見つけ、課題が深刻化する前に支援につなげられるようにします。

(令和7年4月1日現在)

相談支援機関	設置数	運営形態	所管課	関連する取り組み 【ページ番号】
福祉相談サポートセンター	1カ所	委託	福祉政策課	3(1)① 【63ページ】

### (4)参加支援事業

既存の各分野の社会参加に向けた支援では、対応できないケースに対応するため、地域の社会資源(就労場所・ボランティア・地域活動等)を活用し、社会とのつながりづくりに向けた支援を行います。対象者のニーズや課題を丁寧に把握し、地域の社会資源をコーディネートし、対象者と支援メニューのマッチングを行います。既存の社会資源では、対象者のニーズに合わない場合は、既存の社会資源へ働きかけを行い、新たな参加の形をつくったり、全く新しい社会資源の創出を行っていきます。

マッチング後は、本人の状態を見守るなどのフォローアップや受け入れ先への支援を行います。

(令和7年4月1日現在)

相談支援機関	設置数	運営形態	所管課	関連する取り組み 【ページ番号】
福祉相談サポートセンター	1カ所	委託	福祉政策課	3(1)① 【63ページ】

### (5)地域づくり事業

介護・障害・こども等の既存の各分野の地域づくりを生かしつつ、世代や属性を越えて住民同士が交流できる場や居場所を整備します。「人と人」、「人と地域」がつながることで、地域において緩やかな見守り機能や支え合う力が働き、課題を抱える人を深刻化する前に見つけ、支援につなげる役割も担います。

また、個別の活動や人をコーディネートすることで、新たな交流・参加・学びの機会を生み出し、活動を活性化したり、分野を越えた地域の多様な主体が出会う地域のプラットフォームの形成を図ります。

(令和7年4月1日現在)

事業	内容	対象分野	運営形態	拠点数	所管課	関連する取り組み【ページ番号】
地域介護予防活動支援事業	シニアスポーツの振興	介護	委託	—	長寿介護課	2(3)②【60ページ】
	老人クラブ委託事業		委託	—		2(3)②【60ページ】
生活支援体制整備事業	お互いさまのまちづくり	介護	直営	第1層 市全域	長寿介護課	2(1)②【53ページ】
			委託	第2層 18カ所 (地域包括支援センター)		
	委託		3カ所	生活・介護支援サポーター養成事業		1(2)②【48ページ】
地域活動支援事業	地域活動支援事業	障害	直営	1カ所	障害福祉課	2(1)①【51ページ】
			委託	4カ所		
地域子育て支援拠点事業	地域子育て支援拠点事業	子ども・子育て	直営	1カ所 (子育てプラザ)	子ども未来館	2(1)①【51ページ】
			直営	34カ所 (ここにこサークル)		
			委託	4カ所 (つどいの広場)		
			直営・委託	6カ所 (地域子育て支援センター)	子ども未来館 保育課	
生活困窮者支援等のための地域づくり事業	共生の地域づくり事業	全体	直営	—	福祉政策課	2(2)①【55ページ】

### 3 支援会議・重層的支援会議について

本市では、重層的支援体制整備事業の円滑な実施を図るため、支援会議を開催します。また、必要に応じて、重層的支援会議を開催し、役割分担や支援の方向性の決定や支援プランを作成し、適切な支援につなげます。

なお、支援会議及び重層的支援会議の出席者は、会議において知り得たすべての事項について守秘義務があります。

名称	支援会議	重層的支援会議
根拠法令	社会福祉法第106条の6	社会福祉法第106条の4第2項第5号
支援対象者	複雑化・複合化した課題を抱える人やそのおそれのある人など潜在的な相談者	複雑化・複合化した課題を抱える相談者（単独の支援関係機関では対応が難しいケース）
本人同意	不要	必要
守秘義務の法的根拠	あり （社会福祉法第106条の6第6項規定に基づく）	なし
開催目的	潜在的な課題を抱える人に関する情報の共有等を行う。 本人同意が得られていないケースについて、アウトリーチによる本人との関係性やつながり作りに向けた支援。	本人同意を得たケースに関して、多機関協働事業、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業、参加支援事業などのプランの策定・共有・適切性を協議。 支援の検討を通じた社会資源の開発。
協議内容	① 気になる事例についての情報提供・情報共有 ② 支援方針の決定と共有 ③ 緊急性がある事案への対応	① 個別プランについて、関係機関の合議のもとで適切性を判断・決定 ② 個別プラン終結時等においては、支援の経過と成果を評価、プランに基づく支援を終結するか検討 ③ 個別ニーズに対応する社会資源が不足している場合には、地域の課題として位置づけ、社会資源の開発等に向けた取り組みを検討
開催頻度	随時開催	随時開催
構成員	アウトリーチ等を通じた継続的支援事業者のほか、ケースに応じた必要な支援関係機関	多機関協働事業者のほかケースに応じた必要な支援関係機関
所管課	福祉政策課	福祉政策課

## 4 連携の体制

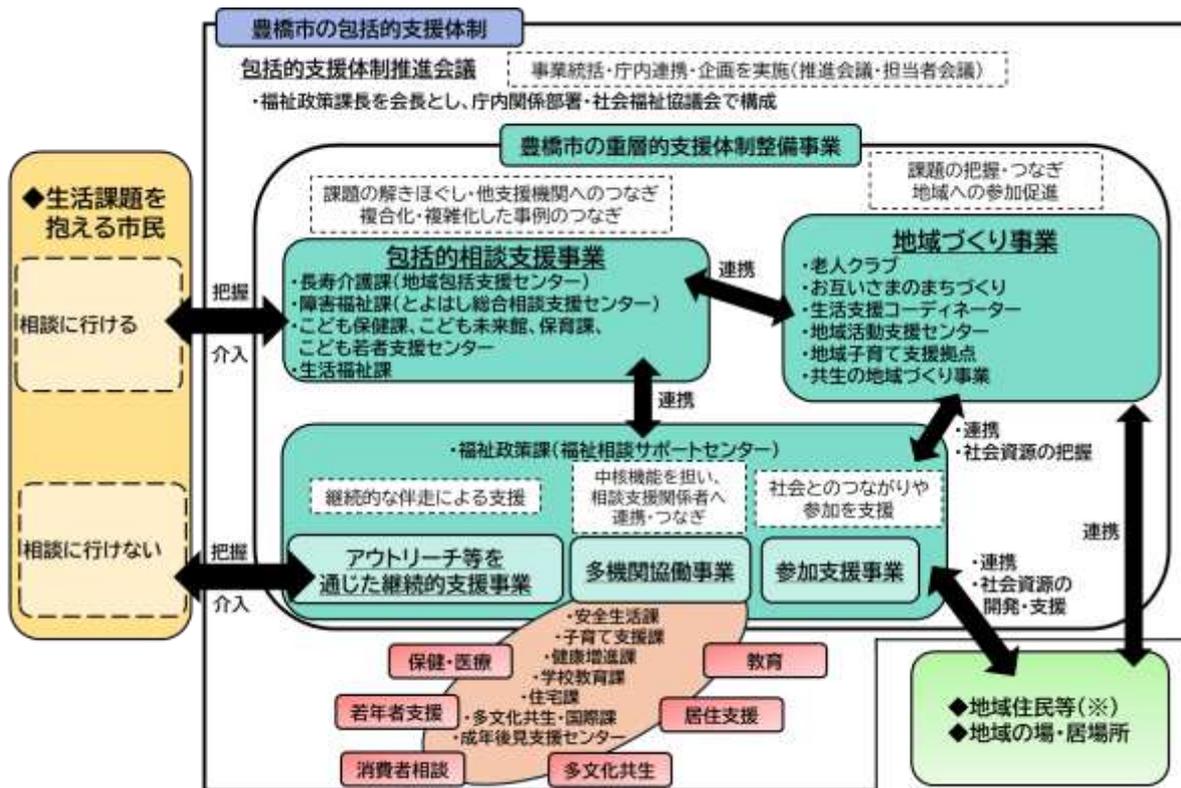
重層的支援体制整備事業に関する情報共有や検討、意見交換を行い関係機関間の連携を図り、本市の包括的支援体制の整備を推進するため、豊橋市包括的支援体制推進会議を設置しています。

本会議は、福祉政策課長が会長を務め、庁内関係部署及び社会福祉協議会で構成しており、必要に応じて庁外関係者等からも意見を聴くことで、多様な連携の強化に取り組んでいます。

また、個別ケースにおける庁内・支援関係機関との連携については、多機関協働事業を実施している「福祉相談サポートセンター」が、各支援関係機関との連携における調整役を果たします。

### 【豊橋市の重層的支援体制整備事業の全体イメージ】

この図は完成形ではなく、今後福祉の分野に限らず支援体制の整備を進めることで変化していきます。



(※)地域住民、社会福祉を目的とする事業を営業者及び社会福祉に関する活動をする者(社会福祉法第4条2項)

## **第7章 再犯防止推進計画**

### **1 計画策定の背景・趣旨と位置づけ**

再犯防止推進計画は、平成28(2016)年に成立・施行された「再犯の防止等の推進に関する法律」に基づき、犯罪や非行経験者が社会復帰後に再び犯罪をしないよう、国・地方公共団体・民間が連携して支援を行うことを目的としています。

この計画では、就労や住居の確保、医療や福祉支援などを総合的に推進し、地域社会での孤立を防ぎ、「息の長い支援」を提供することが重視されています。

国の「第二次再犯防止推進計画(令和5(2023)年3月閣議決定)」に基づき、本市でも第5期地域福祉計画と一体的に策定し、地域福祉の施策に再犯防止の視点を反映させた取り組みを進めていきます。

### **2 計画の基本方針**

犯罪をした者等が孤立することなく、地域の一員として暮らせる「誰一人取り残さない社会」の実現に向け、地域における再犯防止の認識を深めるとともに、再犯防止の視点を各種施策等に反映して推進し、支援体制の構築に取り組みます。

また、「再犯防止にも関連する取り組み」として、再犯防止のために有効な施策は、福祉関係施策をはじめとした地域福祉計画に関連する事業と共通する部分も多くあります。このため、既存の事業に、既に犯罪をした者等を対象に含む場合や、新たに対象に含める場合など、関連する事業の枠組みを最大限活用していきます。

#### **【今後の取り組み】**

##### **(1)再犯防止に関する啓発と関係機関との連携**

- 犯罪をした者等の社会復帰を、地域住民の理解と協力を得ながら、関係機関が協力して支援することで、安心して暮らせる社会の実現を図るため、再犯防止に関する広報・啓発を行います。
- 保護司・更生保護女性会による地域の教育・防犯・社会福祉関係機関との連携、犯罪・非行の予防活動、更生保護関係の情報発信、市民からの犯罪・非行に関する相談受付などの取り組みを推進するなど、更生保護活動を積極的に支援していきます。
- 非行を未然に防止することや、非行のある少年の立ち直りを支援・指導等を行うために、学校等と連携して、本人や家族の抱える特性や背景を理解した上での支援が実施されるよう取り組みを進めます。
- 犯罪の防止等にかかわる担い手確保、人材育成に取り組むとともに、関係者、関係機関の相互理解などの取り組みを進めます。

◆主な取り組み内容◆

事業名または取り組み名	関連する取り組み【ページ番号】
更生保護事業の民間協力者に対する表彰	1(1)①【43ページ】
関係機関等との連携による広報・啓発	1(1)②【44ページ】
「社会を明るくする運動」の実施	1(1)②【44ページ】
更生保護の担い手確保に向けた取り組み	1(2)②【48ページ】
更生保護活動支援事業	2(2)①【55ページ】
市や関係機関等の相談窓口の周知	3(1)②【67ページ】
学校等と連携した非行防止の取り組み	3(2)①【69ページ】

◆再犯防止にも関連する取り組み内容◆

事業名または取り組み名	関連する取り組み【ページ番号】
薬物依存に関する広報・啓発	1(1)②【45ページ】

(2)保健福祉サービス等支援施策の活用促進

- 福祉的な支援や各種保健医療サービスなど必要な支援が行き届いていないことを背景として再犯に及ぶ者がいることを踏まえ、高齢者や知的障害、精神障害のある者等のニーズを的確に把握することで、世代や属性にとらわれず、犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導・支援の実施を行い、各種保健・福祉・医療等のサービス利用を促進します。
- 福祉的支援が必要であるにもかかわらず、本人が希望しないことを理由に支援が実施できないことがないように、刑事司法関係機関や矯正施設、保護観察所、協力雇用主などの支援機関等と地域の保健医療・福祉関係機関等のさらなる連携強化を進めます。
- 犯罪をした者等が、地域社会の一員として、地域のセーフティーネットの中に包摂され、地域社会に立ち戻っていくことができるように、地域での見守り活動を通じて、地域や社会からの孤立を防ぎ、つながりを保つ地域づくりを支援します。

◆主な取り組み内容◆

事業名または取り組み名	関連する取り組み【ページ番号】
更生保護における地域での見守り活動	2(1)②【53ページ】
再犯防止に向けた保健医療・福祉サービスの提供	3(1)①【66ページ】
更生保護における支援体制の確立	3(2)②【70ページ】

◆再犯防止にも関連する取り組み内容◆

事業名または取り組み名	関連する取り組み【ページ番号】
DV相談・女性及び男性等に対する相談事業	3(1)①【66ページ】
こども・若者支援	3(2)②【70ページ】
依存症を有する人等への支援	3(2)②【71ページ】

(3)生活基盤の確立支援

- 犯罪をした者等が社会復帰をしやすい環境を整え、安定した生活の再建ができるよう、庁内連携や関係機関との協働により、生活基盤の確立支援を行います。

◆主な取り組み内容◆

事業名または取り組み名	関連する取り組み【ページ番号】
犯罪をした者等を雇用する企業などの開拓、社会的評価の向上	3(3)①【72ページ】

◆再犯防止にも関連する取り組み内容◆

事業名または取り組み名		関連する取り組み【ページ番号】
就労に向けた相談支援	就労準備支援事業	3(1)①【64ページ】
住居の確保に向けた支援	住居確保給付金事業	3(1)①【63ページ】
	居住支援事業	3(1)①【64ページ】
	住まいの安定供給【市営住宅】	3(1)①【64ページ】
	住まいの安定供給【民間賃貸住宅】	3(1)①【64ページ】
	居住支援体制の整備	3(2)②【71ページ】

## 第8章 成年後見制度利用促進基本計画

### 1 計画策定の背景・趣旨と位置づけ

成年後見制度は、認知症や障害などにより意思決定が困難な人を法的に保護し、支援するための制度です。

平成28(2016)年に「成年後見制度の利用の促進に関する法律」が施行され、平成29(2017)年には、「成年後見制度利用促進基本計画」が策定されました。第一期基本計画(平成29(2017)年度～令和3(2021)年度)では、全国での制度利用促進を目指し、地域連携ネットワークの構築が進められ、第二期基本計画(令和4(2022)年度～令和8(2026)年度)では、「地域共生社会」の実現を目指し、本人中心の支援を充実させています。

市町村は本法律に基づき、制度利用促進の計画を策定することが求められており、本市でも第5期地域福祉計画と一体的に策定し、成年後見制度利用促進に係る基本方針及び施策を明らかにし、取り組みを進めていきます。

### 2 計画の基本方針

国の第二期基本計画では、後見人等による財産管理のみを重視するのではなく、認知症や知的障害その他精神上の障害等により判断能力が不十分であっても、その特性を理解した上で、本人の自己決定権を尊重し、意思決定支援・身上保護も重視した制度の運用に取り組むことで、地域社会に参加し、ともに自立した生活を送れるような権利擁護支援を行う取り組みを進めることとなっています。

本市の計画においても、その趣旨に従い、本人の人生設計についての意思を反映・尊重できるような取り組みを進めることとし、後見・保佐・補助といった成年後見制度だけでなく、任意後見制度や日常生活自立支援事業などの充実も図ることで、本人の意思、能力や生活状況に応じたきめ細やかな対応ができるよう取り組み、地域共生社会の実現を目指します。

【今後の取り組み】

#### **(1)成年後見制度等の周知・啓発**

成年後見制度の認知度を向上させるため、市の広報紙や市社会福祉協議会の機関紙、パンフレットなどにより広報するとともに、講演会の開催を通じて成年後見制度の普及・啓発を行います。

◆主な取り組み内容◆

事業名または取り組み名	関連する取り組み【ページ番号】
成年後見制度の理解促進	1(1)②【44ページ】
成年後見制度の相談窓口の周知	3(1)②【67ページ】

## (2)相談支援体制の整備

成年後見制度の利用を必要とする人が、尊厳のある本人らしい生活を継続することができる体制の整備を目指し、平成25(2013)年5月に設置した「豊橋市成年後見支援センター」について、地域連携ネットワークのコーディネートを行う中核機関としての機能の充実を図るとともに、日常生活自立支援事業など、成年後見制度以外の権利擁護支援策についても一体的に進めていきます。

また、地域住民の参画を得た体制となるよう、市民後見人などの担い手の養成に取り組みます。

### ◆主な取り組み内容◆

事業名または取り組み名	関連する取り組み【ページ番号】
市民後見人の養成と活動支援	1(2)②【48ページ】
成年後見制度等に関する相談対応	2(3)②【59ページ】
成年後見制度市長申立ての実施	2(3)②【59ページ】
日常生活自立支援事業	2(3)②【59ページ】

## (3)利用促進に向けた環境整備

司法、医療、福祉などが連携し、成年後見制度の適切な利用に努めるとともに、成年後見制度を必要とする人が早期に適切な支援につながるよう、地域連携ネットワークを充実させていきます。また、多様な分野・主体の参画と、連携・協力によって効果的に機能するよう体制を整備して、持続可能な運営をしていくため、段階的・計画的に取り組みを進め、包括的なネットワークづくりを進めます。

### ◆主な取り組み内容◆

事業名または取り組み名	関連する取り組み【ページ番号】
成年後見人等からの相談対応	2(2)①【55ページ】
成年後見制度における適切な申立ての調整(受任調整)	2(3)②【59ページ】
成年後見制度利用支援事業	2(3)②【59ページ】
意思決定支援の推進	2(3)②【59ページ】

用語説明

■後見・保佐・補助の違い■

	後見	保佐	補助
対象となる人	判断能力が欠けているのが通常の状態の方	判断能力が著しく不十分な方	判断能力が不十分な方
支援する人	後見人	保佐人	補助人
申立てができる人	本人・配偶者・四親等内の親族・市町村長等		
代理権※	すべての法律行為 (本人の同意は不要)	申立てにより裁判所が定める特定の法律行為(本人の同意は必要)	
同意権※ 取消権※	日常生活に関する行為 (日用品の買い物等)以外の法律行為	法律上定められた重要な行為のほか申立てにより裁判所が定める行為	申立てにより裁判所が定める特定の行為

※代理権:後見人等が本人に代わって契約等の法律行為を行える権限

※同意権:本人が契約等の法律行為を行う場合には後見人等の同意が必要であるという権限

※取消権:後見人等の同意がないまま本人が法律行為等を行った場合にその法律行為を取り消せる権限

## 用語説明

### ■権利擁護支援の地域連携ネットワーク■

本人らしい生活を継続するため、意思決定の支援や必要に応じた福祉や医療等のサービスの利用につなげることが重要です。また、権利擁護支援を必要としている人の中には、身寄りがいない等、地域社会とのつながりが希薄な状態の人もあります。そのため、権利擁護支援を必要としている人に対し、住民同士のつながりや支え合い、社会参加の支援を充実していくことも重要です。

このように、権利擁護支援の地域連携ネットワークは、権利擁護支援を必要としている人も含めた地域に暮らすすべての人が、尊厳のある本人らしい生活を継続し、地域社会に参加できるようにするため、地域や福祉、行政などに司法を加えた多様な分野・主体が連携する仕組みです。

地域連携ネットワークは、「権利擁護支援チーム」「協議会」「中核機関」の3つの仕組みで構成されます。

### 地域連携ネットワーク

#### 権利擁護 支援チーム

- ・権利擁護支援が必要な人を中心とし、協力して日常的に本人を見守り、本人の意思や状況を継続的に把握し、必要な権利擁護支援の対応を行う仕組み

#### 協議会

- ・専門職や当事者等の団体などを含む関係機関・団体が連携体制を強化し、これらの機関・団体による自発的な協力を進める仕組み。

#### 中核機関

- ・地域連携ネットワークのコーディネートを担う中核的な機関や体制。
- ・本人や関係者等からの権利擁護支援や成年後見制度に関する相談を受け、必要に応じて専門的助言等を確保しつつ、権利擁護支援の内容の検討や支援を適切に実施するためのコーディネートをを行う役割(協議会の運営等)
- ・専門職団体・関係機関の協力・連携強化をはかるために関係者のコーディネートをを行う役割

## **第9章 計画の推進と評価**

### **1 推進体制(市民・関係団体・関係機関・行政等の目指す姿)**

地域福祉を推進するためには、市民、自主活動グループ、地域活動団体、事業者、社会福祉活動団体、そして行政が連携を強化するとともに、地域の実情に応じた市民主体の課題解決に向けた取り組みを進めることが大切です。

そのため、各主体が目指す姿や目的を共有し、活動を進めることで、基本理念の実現を目指します。

#### **(1)市民が目指す姿**

市民一人ひとりが地域社会の一員であることを自覚し、自らが暮らす地域の課題を「他人事」ではなく「我が事」として捉え、地域福祉に対する意識を高めていくことが大切です。

また、自治会へ加入するなど、地域福祉活動の担い手として、積極的な活動への参加が期待されます。

#### **(2)自主活動グループが目指す姿**

サークル活動など、個人の趣味等を目的とした自主活動グループにおいては、趣味等に関わる体験の場を地域住民に提供する取り組みや、福祉活動へ参加・協力をを行うなど、主体的に地域活動を展開している例が少なくありません。

こうした活動が広がることで、地域社会における重要な担い手としての役割を果たすことが期待されます。

#### **(3)地域活動団体が目指す姿**

町内会や民生委員児童委員、保護司会、更生保護女性会、ボランティア団体、NPOなど、福祉活動団体は、それぞれの活動を通じて、地域の中にある生活課題や、困りごとを抱えている人などを早期に発見し、地域の課題として共有することが重要です。

これらの課題については、関係機関との連携を図るとともに、必要に応じて地域内で話し合い、協力し、地域の活動につなげることで、既存の制度的なサービスを補完し、地域特有の柔軟で持続的な支援を可能にします。また、地域ならではの取り組みを通じて誰もが安心して暮らせるコミュニティづくりが期待されます。

#### **(4)福祉事業者・大学・企業等が目指す姿**

福祉サービスを提供する事業者には、利用者の自立支援やサービスの質の確保、事業やサービス内容の情報提供及び公開、関係機関等との連携強化を図ることが求められています。

大学や企業などの関係機関等とは相互に連携を図るとともに、市や社会福祉協議会とも連携して地域福祉活動を推進することや、地域の一員として地域貢献活動による福祉のまちづくりに努めることも期待されます。

## (5)社会福祉協議会が目指す姿

地域福祉活動の中心的な担い手として、地域福祉への市民参加の促進をはじめ、民間福祉団体の先導役、さらには、市民や関係機関・団体、行政間の調整役を担うことが期待されています。

## (6)社会福祉法人が目指す姿

社会福祉法人は福祉ニーズに対応する公益性の高い、非営利法人であることから、地域における福祉ニーズに対応したサービスの提供などの公益的な活動が期待されます。

このため、地域の実情に応じ、利用者とボランティア、市民などが交流し合う、地域福祉の拠点として施設の機能を活用し、地域と連携しながら、地域に根ざした活動を展開するなど、地域福祉に積極的に貢献していくことが期待されています。

## (7)行政が目指す姿

市は、住民の生活を直接的に支える地方公共団体として、多様な役割を担い、地域住民の福祉向上に貢献しなければなりません。その中で、福祉行政については、地域福祉の充実に向けて、地域とのネットワークを活用しながら、多様化する地域のニーズを把握し、福祉施策を効率的に推進していきます。

また、地域の福祉活動を促進するための情報提供や、担い手の連携・協働の場づくり、担い手や支援者の掘り起こしなどに努め、地域の特性や課題に対応した地域福祉活動への支援を推進します。

庁内外の関係部署間の分野を超えた連携をより一層強化し、市民への多様なサービスを提供する体制を構築して、各施策を推進していきます。

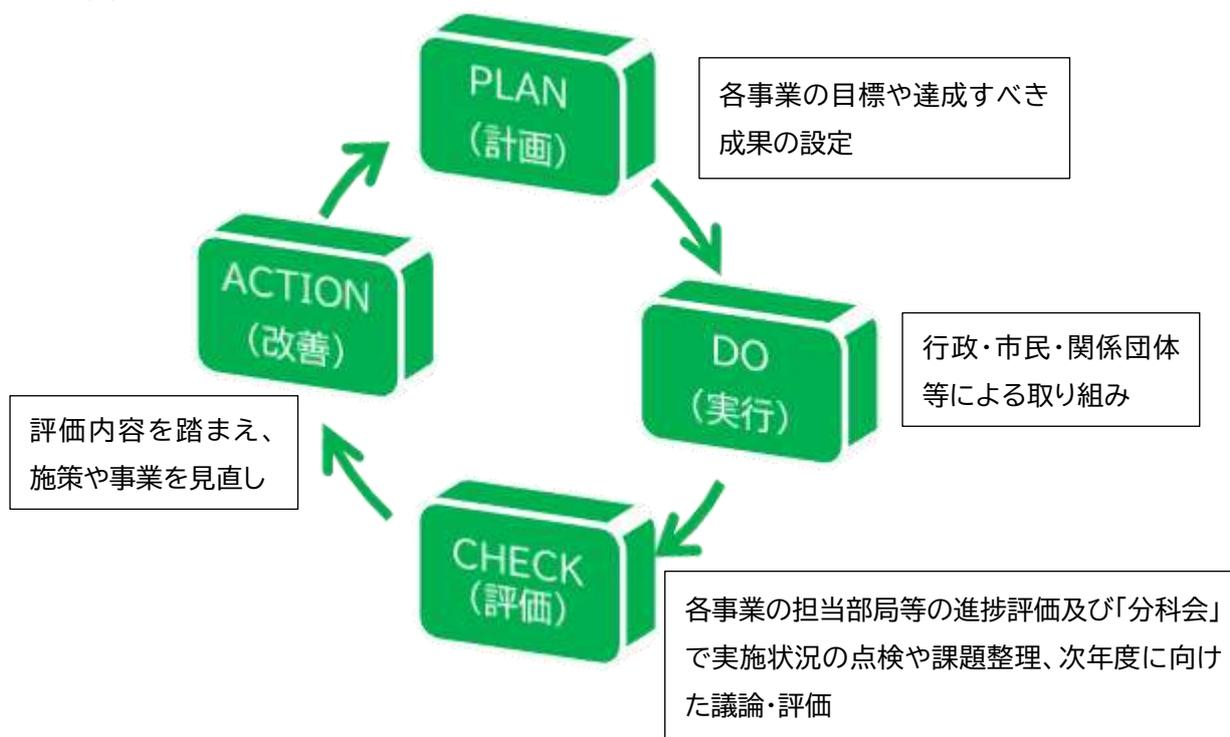
### 豊橋市社会福祉審議会地域福祉専門分科会の設置について

本市では、社会福祉に関する事項を調査審議するため、社会福祉法第7条に基づき、「豊橋市社会福祉審議会」を設置しています。この審議会は、学識経験者、市民代表、関係機関・関係団体の代表者で構成されています。

さらに、地域福祉に関する事項について集中的に調査審議するため、「豊橋市社会福祉審議会」の中に「地域福祉専門分科会」を設置しています。この分科会では、地域福祉計画の実施状況の点検や課題整理、次年度に向けた評価を行い、本市における地域福祉のさらなる充実を目指します。

## 2 計画の評価

本計画における基本理念の達成に向けた進捗状況を把握するため、事業の実施状況について毎年度評価を行います。評価にあたっては、以下のサイクルを通じて実効性の高い計画推進を図ります。



### (1) 事業実施状況の評価・報告(CHECK: 評価)

- 各事業の担当部局及び豊橋市社会福祉協議会は、毎年度、事業の実施状況や成果について進捗管理・評価を行います。
- 成果の評価は、実施内容や効果などの「定性的視点」で行います。個別計画等で設定された指標があれば、それも加味して評価を行います。
- この評価結果を基本方針ごとに取りまとめ、「豊橋市社会福祉審議会地域福祉専門分科会(以下「分科会」)」に報告します。

### (2) 専門的な評価・点検(CHECK: 評価)

- 「分科会」では、専門的な知見に基づき、報告された評価結果を用いて各事業の成果、課題、今後の方向性について議論し、意見を聴取します。
- この協議を通して、事業の実施状況の点検や課題整理を行い、次年度に向けた総合的な評価を行います。

### (3) 施策や事業の見直し・改善(ACTION: 改善)

- 「分科会」での議論や評価を踏まえ、施策や事業の見直しや改善を行います。
- この PDCA(計画・実行・評価・改善)サイクルを毎年度繰り返すことで、計画の着実な推進と基本理念の実現を目指します。
- 計画期間の終了に合わせたアンケート調査等を実施することにより、計画期間全体の評価を行い、次期計画に反映することとします。

## 資料編

### 1 豊橋市地域福祉計画推進会議設置要綱

(設置)

第1条 社会福祉法の理念に基づき、社会福祉を地域で実現するため、豊橋市における地域福祉計画の策定及び地域福祉計画を総合的かつ効果的に推進することを目的とし、豊橋市地域福祉計画推進会議(以下「推進会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進会議は次の事務を所掌する。

- (1)地域福祉計画の策定に関する重要事項の調査検討及び調整
- (2)地域福祉計画の立案
- (3)地域福祉計画の推進に関する重要事項の調査検討及び調整
- (4)地域福祉計画における各事業の検証及び評価
- (5)その他目的達成に必要な事項の検討

(推進会議)

第3条 推進会議は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長、副会長及び委員は、別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。
- 3 推進会議は、会長が招集する。
- 4 会長は、会務を総理する。
- 5 推進会議は、必要と認めたときは関係職員の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(社会福祉審議会)

第4条 推進会議は、地域福祉計画の策定及び推進に当たり市民の意見を反映させるため、必要に応じて社会福祉審議会に意見を求めるものとする。

(幹事会)

第5条 推進会議に幹事会を置き、別表第2に掲げる職にある者をもって充てる。

- 2 幹事会は次の事項を所掌し、幹事長は、推進会議に必要な資料を提出する。
  - (1)地域福祉計画の計画素案の作成
  - (2)地域福祉計画の策定及び推進に関する必要事項の調査検討
- 3 幹事会は、幹事長が招集し、会務を総理する。
- 4 幹事会は、必要に応じて関係者を出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

(ワーキンググループ)

第6条 推進会議にワーキンググループを置き、別表第3に掲げる職にある者をもって充てる。

- 2 ワーキンググループは次の事務を所掌し、リーダーは幹事会に必要な資料を提出する。
  - (1)地域福祉計画の策定に必要な基礎的な調査研究
- 3 ワーキンググループは、リーダーが招集し、会務を総理する。
- 4 ワーキンググループは、必要に応じて関係者を出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

(事務局)

第7条 推進会議の事務局は、福祉部福祉政策課に置く。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附則

この要綱は、平成15年5月26日から施行する。

附則

この要綱は、平成16年8月2日から施行する。

附則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成22年1月7日から施行する。

附則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成26年5月21日から施行する。

附則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和2年8月18日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

## 別表第1

## 推進会議

役職	職名
会長	福祉部長兼福祉事務所長
副会長	こども未来部長兼福祉事務所副所長
委員	危機管理統括部長
//	総務部長兼CDO(最高デジタル責任者)
//	財務部長
//	企画部長
//	市民協創部長
//	健康部長
//	産業部長
//	建設部長
//	都市計画部長
//	教育部長
//	豊橋市社会福祉協議会常務理事

## 別表第2

## 幹事会

役職	職名
幹事長	福祉政策課長
幹事	防災危機管理課長
//	政策企画課長
//	市民協働推進課長
//	安全生活課長
//	長寿介護課長
//	障害福祉課長
//	生活福祉課長
//	子育て支援課長
//	こども未来館副館長兼事務長
//	こども若者支援センター長
//	保育課長
//	保健医療企画課長
//	健康増進課長
//	こども保健課長
//	住宅課長
//	教育委員会学校教育課長
//	教育委員会生涯学習課長兼地域教育推進室長
//	豊橋市社会福祉協議会事務局長

別表第3

ワーキンググループ

役職	職名
リーダー	福祉政策課課長補佐
スタッフ	防災危機管理課職員
//	市民協働推進課職員
//	安全生活課職員
//	福祉政策課職員
//	長寿介護課職員
//	障害福祉課職員
//	生活福祉課職員
//	子育て支援課職員
//	こども未来館職員
//	こども若者支援センター職員
//	保育課職員
//	保健医療企画課職員
//	健康増進課職員
//	こども保健課職員
//	住宅課職員
//	教育委員会学校教育課職員
//	教育委員会生涯学習課職員
//	教育委員会地域教育推進室職員
//	豊橋市成年後見支援センター職員
//	豊橋市中央地域包括支援センター職員
//	豊橋市東部地域包括支援センター職員
//	豊橋市南部地域包括支援センター職員
//	とよはし総合相談支援センター職員
//	豊橋市社会福祉協議会職員

## 2 豊橋市社会福祉審議会運営要綱(一部抜粋)

(趣旨)

第1条 この要綱は、豊橋市社会福祉審議会条例(平成12年条例第23号)第7条の規定に基づき豊橋市社会福祉審議会(以下「審議会」という。)の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(構成)

第2条 審議会は委員50人以内をもって構成する。

2 社会福祉法第9条第2項に規定された臨時委員は、専門委員と称する。

3 委員及び専門委員は市長が委嘱する。

(副委員長及びその権限)

第3条 審議会に副委員長1人を置き、委員長が委員のうちから指名する。

2 副委員長は、委員長の職務を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を行う。

(専門分科会)

第4条 審議会に、次の専門分科会を置く。

(1)民生委員の適否の審査に関する事項を調査審議するための民生委員審査専門分科会

(2)障害者の福祉に関する事項を調査審議するための障害者福祉専門分科会

(3)児童福祉に関する事項を調査審議するための児童福祉専門分科会

(4)高齢者福祉に関する事項を調査審議するための高齢者福祉専門分科会

(5)低所得者福祉に関する事項を調査審議するための低所得者福祉専門分科会

(6)地域福祉に関する事項を調査審議するための地域福祉専門分科会

2 前項に掲げる専門分科会が調査審議する事項は、別表第1に定める。

3 審議会は第1項各号に定める専門分科会のほか必要に応じ、その他の専門分科会を置くことができる。

4 専門分科会に属すべき委員及び専門委員は、委員長が指名する。

5 専門分科会に専門分科会長1人を置き、専門分科会に属する委員及び専門委員の互選によってこれを定める。

6 専門分科会は、専門分科会長が招集し、会議の議長となる。

7 専門分科会は、その専門分科会に属する委員(専門委員を含む。以下同じ。)の過半数が出席しなければ議事を開き、議決を行うことができない。

8 専門分科会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、専門分科会長の決するところによる。

(副専門分科会長及びその権限)

第5条 各専門分科会に副専門分科会長1人を置き、各専門分科会長が指名する。

2 副専門分科会長は、専門分科会長の職務を補佐し、専門分科会長に事故があるときはその職務を行う。

(専門分科会の決議の特例)

第6条 審議会は、専門事項に関し、諮問を受けたときは、当該専門分科会の決議をもって審議会の決議とする。

(審査部会)

第7条 障害者福祉専門分科会に、身体障害者の障害程度の審査に関する事項を含む別表第2に掲げる事項を調査審議するため、障害者福祉専門分科会審査部会(以下「審査部会」という。)を設ける。

2 審査部会に審査部会長を1人置き、審査部会に属する委員の互選によってそれを定める。

3 審査部会は審査部会長が招集し、会議の議長となり、又審査部会長は審査部会の事務を掌理する。

4 審査部会はその属する委員の過半数が出席しなければ、議事を開き、議決を行うことができない。

5 審査部会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは審査部会長の決するところによる。

(副審査部会長及びその権限)

第8条 審査部会長に事故のあるときは、あらかじめ審査部会長が指名した委員(「副審査部会長」と称する。)が、その職務を行う。

(審査部会の決議の特例)

第9条 審査部会の決議又は意見をもって、審議会の決議又は意見とする。

(会議の特例)

第10条 審議会、専門分科会及び審査部会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、委員及び専門委員に対し書面により意見を求めることにより、会議の開催に代えることができる。

(1)会議を招集する暇がない場合

(2)会議を招集する必要がないと認められる案件を審議する場合

(3)前2号に掲げる場合のほか、会議を招集しないことについてやむを得ない理由がある場合

(議事録及び会議の公開)

第11条 審議会の会議については、議事録を作成し、議事の概要を記録しなければならない。

2 審議会の会議及び会議の議事録は公開するものとする。ただし、審議会において公開しない旨を決議した場合は、この限りでない。

(意見の聴取等)

第12条 審議会、専門分科会及び審査部会は、必要に応じ関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(守秘義務)

第13条 審議会、専門分科会及び審査部会に出席する者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第14条 審議会の庶務は、福祉部福祉政策課において処理する。ただし、専門分科会又は審査部会の個別の庶務は、それぞれ所掌事務を分掌する課が処理する。

(雑則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会に諮って委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成11年4月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年10月2日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年9月30日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月28日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年10月1日から施行する。

(1)豊橋市社会福祉審議会委員名簿

	所属団体名等
	豊橋市議会議員
委員長	豊橋市社会福祉協議会会長
	豊橋市社会福祉協議会常務理事
	豊橋市民生委員児童委員協議会副会長
	豊橋市民生委員児童委員協議会副会長
	豊橋市民生委員児童委員協議会主任児童委員連絡会代表
	豊橋保育協会副会長
	豊橋市幼稚園・認定こども園協会会長
	豊橋市介護保険関係事業者等連絡会運営委員
	豊橋市障害者自立支援協議会委員
	豊橋市老人福祉施設協議会事務総括
	豊橋市福祉事業会常務理事
	日本福祉大学名誉教授
	豊橋創造大学短期大学部名誉教授
	愛知県東三河児童・障害者相談センター児童育成課長
	豊橋身体障害者(児)福祉団体連合会会長
	豊橋市手をつなぐ育成会会長
	豊橋市肢体不自由児(者)父母の会会長
	豊橋精神障害者地域家族会くすのき会会長
	豊橋市聴覚障害者協会会長
	豊橋身体障害者協会監事
	豊橋市母子福祉会監事
	豊橋市自治連合会理事
副委員長	豊橋市赤十字奉仕団副委員長
	豊橋市老人クラブ連合会副会長
	豊橋市立小中学校長会
	豊橋女性団体連絡会会員
	豊橋市医師会会長
	豊橋市医師会会員
	豊橋市歯科医師会会長
	豊橋市薬剤師会理事

## (2) 豊橋市社会福祉審議会地域福祉専門分科会委員名簿

	所属団体名等
副会長	豊橋市社会福祉協議会会長
	豊橋市民生委員児童委員協議会副会長
	豊橋保育協会副会長
	豊橋市幼稚園・認定こども園協会会長
	豊橋市介護保険関係事業者等連絡会運営委員
	豊橋市障害者自立支援協議会委員
会長	日本福祉大学名誉教授
	豊橋市手をつなぐ育成会会長
	豊橋市自治連合会理事
	豊橋市老人クラブ連合会副会長
	豊橋市立小中学校長会
	豊橋女性団体連絡会会員

### 3 策定の経過

<令和6(2024)年度>

☆:豊橋市議会、◇:庁外、○:推進会議等

年月日	内容等
令和6(2024)年 6月27日	○第1回豊橋市地域福祉計画推進会議幹事会 ・第5期豊橋市地域福祉計画の策定について ・市民意識調査について
8月~10月	◇地域福祉計画市民意識調査 ・市民、自治会長、民生委員児童委員、福祉・子ども関係事業所を対象にアンケート調査を実施
令和7(2025)年 2月14日	○第2回豊橋市地域福祉計画推進会議幹事会 ・第5期豊橋市地域福祉計画策定に向けた方向性の確認について
3月11日	◇豊橋市成年後見支援センター運営委員との意見交換 ・第5期豊橋市地域福祉計画策定に向けた方向性の確認について
3月27日	○第1回豊橋市地域福祉計画推進会議 ・第5期豊橋市地域福祉計画策定に向けた方向性の確認について

<令和7(2025)年度>

☆:豊橋市議会、◇:庁外、○:推進会議等

年月日	内容等
令和7(2025)年 5月 9日	◇更生保護関係団体との意見交換 ・第5期豊橋市地域福祉計画策定に向けた方向性の確認について
6月25日	○第1回豊橋市地域福祉計画推進会議幹事会 ・第5期豊橋市地域福祉計画(骨子案)について
7月 4日	○第1回豊橋市地域福祉計画推進会議 ・第5期豊橋市地域福祉計画(骨子案)について
7月31日	◇豊橋市成年後見支援センター運営委員との意見交換 ・第5期豊橋市地域福祉計画(骨子案)について
8月19日	☆福祉教育委員会 ・第5期豊橋市地域福祉計画(骨子案)について
9月 3日	◇再犯防止に関する意見交換会 ・再犯防止推進のための意見交換について
10月 2日	○第2回豊橋市地域福祉計画推進会議幹事会 ・第5期豊橋市地域福祉計画(素案)について
10月17日	◇第1回豊橋市社会福祉審議会 ・第5期豊橋市地域福祉計画(素案)について ・地域福祉専門分科会の新設について
10月24日	○第2回豊橋市地域福祉計画推進会議 ・第5期豊橋市地域福祉計画(素案)について

年月日	内容等
令和8(2026)年 1月 19日	☆福祉教育委員会 ・第5期豊橋市地域福祉計画(素案)について
1月26日～ 2月25日	◇パブリックコメント ・第5期豊橋市地域福祉計画(案)について
2月26日	◇豊橋市社会福祉審議会地域福祉専門分科会 ・第5期豊橋市地域福祉計画(案)について ・第4期豊橋市地域福祉期計画の進捗評価について
3月 6日	○第3回豊橋市地域福祉計画推進会議幹事会 ・パブリックコメントの結果について ・第5期豊橋市地域福祉計画(案)について
3月 6日	○第3回豊橋市地域福祉計画推進会議 ・パブリックコメントの結果について ・第5期豊橋市地域福祉計画(案)について

## 第5期豊橋市地域福祉計画

●発行●豊橋市福祉部福祉政策課

〒440-8501 豊橋市今橋町1番地

TEL : 0532-51-2355

FAX : 0532-56-2813